

第 1 1 回 尾瀬国立公園協議会 次第

日時 平成 26 年 3 月 5 日（水）14:30～16:00

場所 環境省関東地方環境事務所会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（１）尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況について

（２）尾瀬国立公園快適利用の促進（利用分散等）に関する小委員会について

4 その他

5 閉会

【配布資料一覧】

資料 1 尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況把握表（H26. 3. 5 現在）

資料 2 尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等
（H26. 3. 5 現在）

資料 3 尾瀬ビジョンに係る情報発信に関する現状状況把握表（H26. 3. 5 現在）

資料 4 尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用への誘導－自動車利用の検討などによる－

資料 5 尾瀬入山口交通環境整備について（群馬県自然環境課）

第11回尾瀬国立公園協議会出席者名簿

※順不同 敬称略

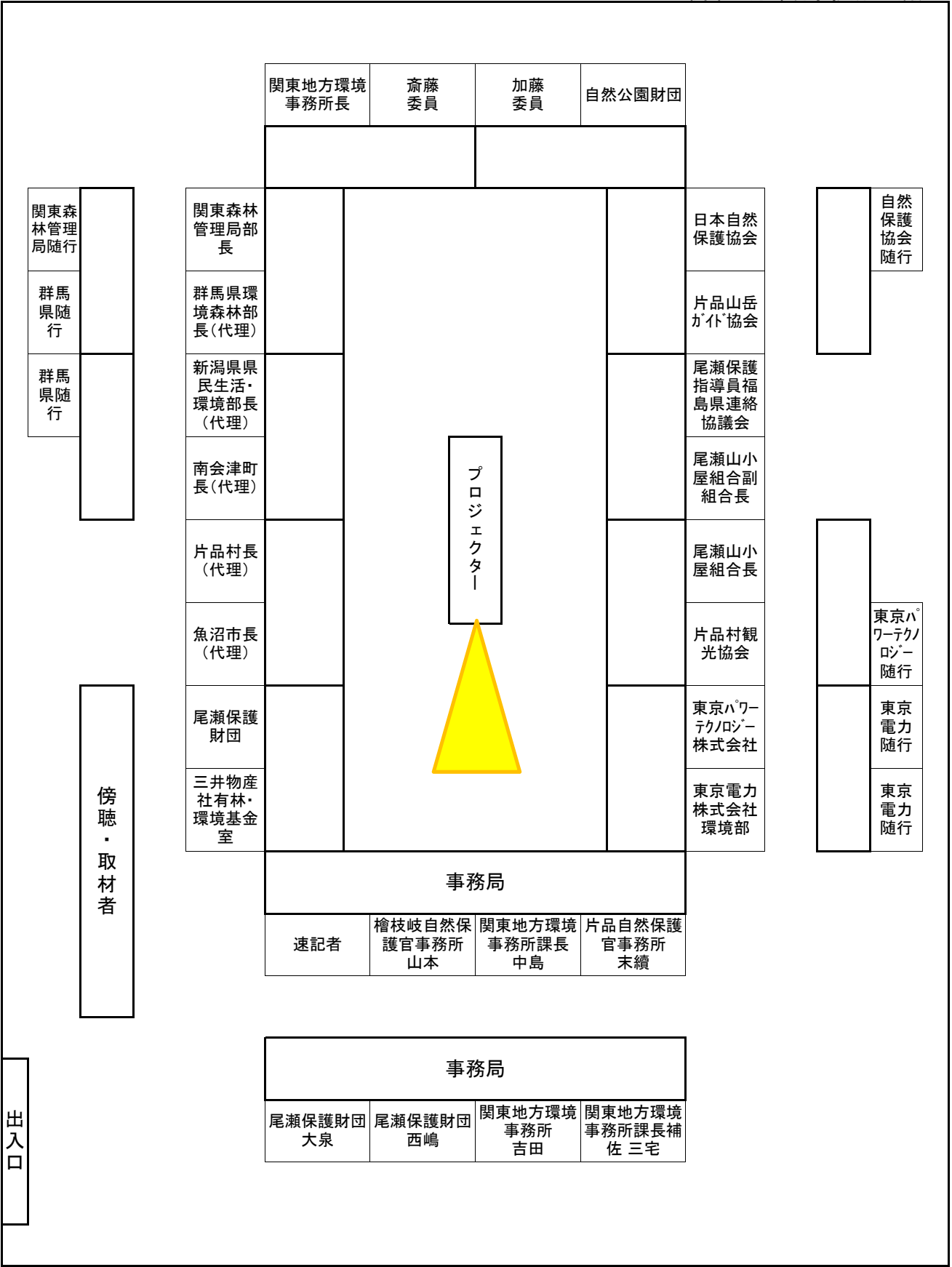
	出席者氏名	随行者氏名
環境省関東地方環境事務所長	高橋 康夫	
林野庁関東森林管理局計画保全部長	寺川 仁	計画課企画官 山口健一
福島県生活環境部長	欠席	
栃木県環境森林部長	欠席	
群馬県環境森林部長	代理： 尾瀬保全推進室長 須藤雅紀	尾瀬保全推進室係長 竹内伸昌 尾瀬保全推進室主幹 宝珠山恭子
新潟県県民生活・環境部長	代理： 環境企画課自然保護係長 須藤弘之	
檜枝岐村長	欠席	
南会津町長	代理： 館岩総合支所振興課主査 樋口和夫	
日光市長	欠席	
片品村長	代理： むらづくり観光課課長補佐 山崎康広	
魚沼市長	代理： 商工観光課観光振興室係長 佐藤卓摩	
尾瀬保護財団	代理： 企画課長 山本 勉	
三井物産(株)環境・社会貢献部 社有林・環境基金室	所長 藤田 昌也	
東京電力株式会社環境部	尾瀬・交流グループ グループマネージャー 田中丈夫	尾瀬・交流グループ課長 高橋英夫 尾瀬・交流グループ副長 浅井あかね
東京パワーテクノロジー株式会社	常務取締役 松井敏彦	尾瀬林業事業所長 清水 秀一
尾瀬檜枝岐温泉観光協会	欠席	
南会津町観光協会館岩支部	欠席	
湯西川・川俣・奥鬼怒温泉観光協会	欠席	
片品村観光協会	事務局次長 倉田 剛	
魚沼市観光協会	欠席	
尾瀬山小屋組合 組合長	組合長 関根 進	
尾瀬山小屋組合 副組合長	副組合長 星 菊芳	
尾瀬保護指導員福島県連絡協議会	会長 星 一彰	
日本野鳥の会栃木県支部	欠席	
片品山岳ガイド協会	事務局長 沼野 健輔	
新潟県自然観察指導員の会	欠席	
公益財団法人日本自然保護協会	常勤理事 横山 隆一	保護研究部主任 辻村千尋
一般財団法人自然公園財団	代表理事 阿部 宗広	
群馬県立女子大学名誉教授	斎藤 晋	
福島大学教授 長橋 良隆	欠席	
横浜国立大学大学院教授	加藤 峰夫	

事務局

関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課	課長 中島 尚子
関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課	課長補佐 三宅 雄士
関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課	自然保護官 吉田 祥子
関東地方環境事務所 檜枝岐自然保護官事務所	自然保護官 山本 豊
関東地方環境事務所 片品自然保護官事務所	自然保護官 末續 野百合
尾瀬保護財団	主幹 西嶋 弘満
尾瀬保護財団	囑託 大泉 和寛

第11回 尾瀬国立公園協議会 座席表

平成26年3月5日(水)
関東地方環境事務所 会議室



課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
国立公園区域の見直し(拡張)	公園計画再検討	自然環境が尾瀬と同様に見られ、文化・伝統・利用の面からも尾瀬と深いつながりがある。会津駒ヶ岳や田代山・帝釈山地域を公園地域に含め、尾瀬と一体として保護していくことについて、現在、環境省が進めている公園計画の再検討に反映させる。 なお、上記地域を加えた新しい「尾瀬」の公園区域では、21世紀の新しい国立公園にふさわしい、保護・利用・管理運営のための施策を一体的に行うこととする。	環境省	・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山の自然環境等に関する調査を実施 ・H19.8.30に会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域が編入された尾瀬国立公園を指定 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針策定検討委託業務において同地域の景観保全管理方針を策定	～H19 H19 H20	・中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会				■公園計画見直し点検 公園計画の再検討終了後、引き続き検討すべき課題について、 概ね5年毎 に行われる公園計画の見直しの際に反映させる。 例えば、戸倉地区など国立公園の入口として利用拠点となる地域について、公園区域に編入することを検討する。
			その他国	(関東森林管理局) 平成19年4月、会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山を含む奥会津地域の国有林約8.4万haを「奥会津森林生態系保護地域」に指定→以後モニタリング調査を実施						
			尾瀬保護財団							
			関係県	(福島県) ・尾瀬国立公園福島県地域協議会を開催。管理者の協力体制を強化する。(23.2.8休止) ・福島・群馬・新潟の3県知事連名で、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望	～H22 H9	・尾瀬国立公園福島県地域協議会(福島県南会津地方振興局)				
			関係市町村	(南会津町) ・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望 ・田代山・帝釈山周辺を対象とした保護・利用・管理のあり方を示した。(町協議検討会設立：H20)		・田代山帝釈山管理検討会(南会津町)				
			山小屋等事業者	・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望						
			土地所有者	・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望						
			地域住民	・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望						
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者	・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山の自然環境等に関する科学的知見を提供						
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
生態系の状況 の的確な把握	調査研究促 進のための 支援実施	尾瀬の生態系 の状況の推移 について調査す ることは極めて 重要であるの で、調査研究活 動を促進するた めの支援を実施 する。	環境省	・利用適正化事業で学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用	H17～	・尾瀬国立公園協 議会(環境省・尾 瀬保護財団)	環境省	・関係者の各種課題への科学的な対応に資するデータ提供の ため、システムの運用を継続		■第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が行わ れてから10年が経過するが、まだ 解明されていない事項やこれまでの 調査データと比較して尾瀬の状 況を把握するため、第4次の学術調 査の実施について検討する。 ■モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行われている様々 なモニタリング調査の実態を把握 し、効率的かつ効果的なモニタリ ング体制を確立する。 ■学術情報の公園管理への反映 尾瀬地域内で行われる各種学術 的な調査から得られる情報を今後 の公園管理に役立たせるためのシ ステムをつくる。
			その他国							
			尾瀬保護財団	・湿原研究者を支援する「尾瀬賞」を設置。将来性のある若手研究者には尾瀬奨励 賞を授与 (H21～)	H9～	・尾瀬国立公園協 議会(環境省・尾 瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・湿原研究者を支援する「尾瀬賞」を継続実施する。	毎年継続	
				・尾瀬における植物の開花時期や山ノ鼻・至仏山の気象観測などを継続して実施。	H16～			・環境省からの利用適正化推進事業を受託したうえで、掲載す る論文等の収集を行うとともに随時更新する。	継続実施	
				・環境省から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報 システム」を運用	H17～					
				・環境省から利用適正化事業を受託し、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況 の的確な把握」に関する小委員会を設置(H22～)	H22～23			・尾瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地 点の設定との実施の検討	継続実施	
				・尾瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地点の設定との実施の 検討	H25～					
			関係県	(福島県・群馬県・新潟県) ・第3次尾瀬総合学術調査を実施	H6～8					
			関係市町村	(南会津町) ・南会津町・田代・帝釈山自然保護巡視員等による、動物の出没、植物の開花情報 の提供	毎年(5月中旬～ 11月中旬)		関係市町村	(南会津町) ・南会津町・田代・帝釈山自然保護巡視員等による、動物の出 没、植物の開花情報の提供	毎年(5月中旬～ 11月中旬)	
			山小屋等事業者	・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情 報の蓄積を支援						
			土地所有者							
			地域住民							
			公園利用者	・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情 報の蓄積を支援						
			NGO/NPO							
			研究者	・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情 報の蓄積を支援			研究者			
			国民・企業	・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援						
				・尾瀬ボランティアとして尾瀬保護財団の各種啓発活動を支援						

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
生態系の状況 の的確な把握	効果的なモニ タリング調査 等の実施	各種モニタリング 調査の結果の統 合や調査手法の 統一化を進める とともにGISシス テム等への蓄積を 行う。	環境省	・利用適正化事業として航空撮影とGISを活用した施設等管理システムを構築(財団に委託) ・利用適正化事業として、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把握」に関する小委員会を設置(財団に委託)	H17～ H22～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省	・関係者の各種課題への科学的な対応に資するデータ提供のため、システムの運用を継続		■第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が行われてから10年が経過するが、まだ解明されていない事項やこれまでの調査データと比較して尾瀬の状況を把握するため、第4次の学術調査の実施について検討する。 ■モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行われている様々なモニタリング調査の実態を把握し、効率的かつ効果的なモニタリング体制を確立する。 ■学術情報の公園管理への反映 尾瀬地域内で行われる各種学術的な調査から得られる情報を今後の公園管理に役立たせるためのシステムをつくる。
			その他国	(国土交通省) ・平成8年から尾瀬沼から維持流量(環境流量)を沼尻川に放流、平成18年からは倍量の放流をしている (関東森林管理局) ・平成5年～13年に、希少野生動植物保護管理事業として、帝釈山周辺の猛禽類の生息確認、行動圏把握等モニタリング調査を実施 ・平成17年より、御池周辺等において固定プロットを設け、原生的な自然林の状況を把握しながら、二次林から自然林への遷移過程など未解明の分野について、必要な基礎データを収集するためのモニタリングを継続的に実施 (森林管理署) 希少野生動植物(クマタカ等猛禽類)保護管理事業により、尾瀬国立公園の一部についても、営巣等の調査を実施。	H5～H13 H17～		林野庁	(関東森林管理局) ・平成17年より、御池周辺等において固定プロットを設け、原生的な自然林の状況を把握しながら、二次林から自然林への遷移過程など未解明の分野について、必要な基礎データを収集するためのモニタリングを継続的に実施 (森林管理署) 希少野生動植物(クマタカ等猛禽類)保護管理事業により、尾瀬国立公園の一部についても、営巣等の調査を実施。	当面平成27年度 まで実施予定 継続実施	
			尾瀬保護財団	・環境省から利用適正化事業を受託し、航空撮影と、GISを活用した施設等管理システム「すいすい尾瀬ナビ」を構築 ・環境省から利用適正化事業を受託し、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把握」に関する小委員会を設置(H22～)	H18～ H22～23	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・「すいすい尾瀬ナビ」を継続して活用	継続実施	
			関係県	(福島県) ・昭和45年から尾瀬保護指導委員会に委託し、各種モニタリング調査を実施すると共に、調査結果を「尾瀬の保護と復元」にまとめた。平成19年には、「尾瀬の保護と復元・特別号」として集大成版を取りまとめた(第30号まで)。 ・会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域について自然環境の変遷を把握・調査するため尾瀬保護指導委員会を活用し、モニタリングの手法、箇所等について検討。(H20～H22) ・環境省から自然環境調査事業として、会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の動植物の生物多様性調査を受託 (群馬県) ・昭和41年から尾瀬保護専門委員を委嘱し、各種モニタリング調査を実施すると共に、昭和52年からは調査結果を、「尾瀬の自然保護」にまとめた。 ・至仏山調査基盤システムをGISとして整備	～H24 S41～H25 H15	・尾瀬保護指導委員会(福島県自然保護課) ・尾瀬保護専門委員会(群馬県)	関係県 関係県	(福島県) ・尾瀬保護指導委員会による調査を継続(シカ被害の調査など喫緊のテーマを中心に) (群馬県) ・尾瀬保護専門委員による各種モニタリング調査を実施すると共に、調査結果を「尾瀬の自然保護」にまとめて発行する。 —	～H29 継続実施 —	
			関係市町村	(南会津町) ・南会津町・田代・帝釈山自然保護巡視員等による、動物の出没、植物の開花情報の提供			関係市町村	(南会津町) ・南会津町・田代・帝釈山自然保護巡視員等による、動物の出没、植物の開花情報の提供		
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・昭和56年から、尾瀬沼からの取水による尾瀬地域の自然環境に与える影響評価を実施			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組み継続実施		
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者	・尾瀬の総合学術調査を実施し、これまでに1次～3次の報告書をまとめた。			研究者			
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
野生動物対策	シカによる植生攪乱の実態把握と将来予測	ニホンジカが及ぼす尾瀬の植生に対する攪乱が深刻な状況になっているため、その実態把握と将来予測の実施。尾瀬からニホンジカを排除することを含めた積極的管理を行う。	環境省	・「尾瀬国立公園シカ対策協議会」、「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」を設置し、尾瀬のシカ対策について検討(H13)。協議会において「尾瀬国立公園シカ管理方針」を決定(H20)。 ・自然公園法に基づく「尾瀬生態系維持回復事業計画」の策定 ・特別保護地区を含め尾瀬全体で捕獲実施 ・植生被害モニタリング調査を実施 ・シカ個体数の増減を把握するためのライトセンサス調査を実施 ・シカの行動把握調査を実施	H13～ H22 H21～ H19～ H13～ H14～	・尾瀬国立公園シカ対策協議会(環境省) ・尾瀬シカ対策アドバイザー会議(環境省)	環境省	・関係機関が実施する対策の情報共有及び、全体として相補的で効果的な取組となるよう、シカ対策協議会を通じて調整を図る。 ・尾瀬地域の生態系を維持するため、効果的な捕獲策を検討・実施 ・関係各者による取組の成果を確認するため、植生被害モニタリング調査を実施 ・関係各者による取組の成果を確認するため、ライトセンサス調査を実施 ・より効果的・効率的な捕獲方法を検討する為、行動把握調査を実施		■シカ管理体制の確立 尾瀬でのニホンジカの管理体制を確立する。
			その他国	(森林管理署) ・シカによる植生被害防止のためのシカ柵の資材運搬及び試験設置 ・植生被害モニタリング(シカ柵設置の事前モニタリング) ・群馬県・福島県の協議会に参画及び捕獲を支援 ・シカ対策に便途を限った特定寄付の設置	H25～ H25～ H25～		林野庁	(森林管理署) ・シカによる植生被害防止のためのシカ柵の本格設置 ・植生被害推進調査、植生調査(シカ柵設置後モニタリング)	～H27	
			尾瀬保護財団							
			関係県	(福島県) ・「尾瀬の植生を保全するためのシカ対策(第5期計画)」を策定し、尾瀬の植生被害を防ぐため町村の有害捕獲を支援 ・狩猟や有害捕獲の担い手への支援として狩猟者技術研修会を実施 「南会津・尾瀬ニホンジカ対策協議会」(県、町村、地元猟友会、観光団体、山小屋組合、尾瀬保護財団)を設立し、有害(予察)捕獲や湿原植生の保護に係る対策を実施	H25 H21～H25 H25		関係県	(福島県) 「尾瀬の植生を保全するためのためのシカ対策(第5期)」に基づき、尾瀬の植生被害を防ぐため各種対策を進めるとともに、町村の有害捕獲を支援 ・狩猟や有害捕獲の担い手への支援として狩猟者技術研修会を実施 「南会津・尾瀬ニホンジカ対策協議会」(県、町村、地元猟友会、観光団体、山小屋組合、尾瀬保護財団)による有害(予察)捕獲や湿原植生の保護に係わる対策の推進	～H27 ～H30 ～H30	
				(栃木県) ・「第5期計画」を策定し、適正な生息密度管理に向けた個体数調整を実施						
				(群馬県) ・「第3次管理計画」を策定し、適正な生息密度管理に向けた個体数調整を実施	H22～H25	尾瀬保護専門委員会(群馬県)		(群馬県) ・「第3次管理計画」に基づき、適正な生息密度管理に向けた個体数調整を実施	～H27	
			関係市町村	・群馬県尾瀬地域生物多様性協議会を設置し、個体数調整を実施 ・防鼠柵を育中ノゾリ田代および研究見本園に設置。植生回復状況のモニタリングを実施 ・ニホンジカの行動調査を実施	H25～ H24～H25 H15～		関係市町村	・継続して植生回復状況のモニタリング実施 ・継続してニホンジカのモニタリング実施	～H29 ～H29	
				(檜枝岐村) ・檜枝岐村猟友会が環境省及び県から受託した個体数調整の業務をサポートしている				(檜枝岐村) ・檜枝岐村猟友会が環境省及び県から受託した個体数調整の業務をサポートする。		
				(日光市) ・尾瀬との関連性が指摘されている奥日光において、個体数の調整を行っている				(日光市) ・尾瀬との関連性が指摘されている奥日光において、個体数の調整を行っている。		
			山小屋等事業者	(片品村) ・片品村猟友会が環境省から受託した調査業務をサポートしている			関係市町村	(片品村) ・群馬県及び関係機関等と共に群馬県尾瀬地域生物多様性協議会を設置し生物多様性の保全再生等に取り組む。		
				(南会津町) ・南会津町猟友会が福島県の調査捕獲業務等をサポートしている ・南会津町田代・帝釈山自然保護巡視員による出没情報、被害情報の提供	毎年(5月中旬～11月中旬)			(南会津町) ・南会津町猟友会が福島県の調査捕獲業務等をサポート ・南会津町田代・帝釈山自然保護巡視員による出没情報、被害情報の提供	年間 (5月中旬～11月中旬)	
			土地所有者	・シカの生息状況、植生への影響等に関する情報提供 ・大清水湿原へのシカ柵設置(尾瀬保護協会 24年8月)	H24. 8 H25年度～	(東京電力)		(東京電力) ・これまで(～H25年度まで)の取り組み継続実施	年間 (5月中旬～12月末)	
			地域住民	(尾瀬高校) ・ライトセンサス調査 (猟友会員) ・狩猟免許及び経験を活かし、個体数調整に参画						
			公園利用者 NGO/NPO							
			研究者	(尾瀬シカ対策アドバイザー) ・シカの生態調査、植生への影響等に関する調査の実施すると共に、シカ対策の知見を提供 (尾瀬保護指導委員) ・シカの生態調査、植生への影響等に関する調査を実施			研究者			
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
野生動物対策	クマ対策マ ニュアルの作 成・普及啓発	尾瀬においてツ キノワグマと人間 が共存していくた め、その具体的対 策を示した「ツキノ ワグマ対策マニュ アル」を作成する と共に、関係者及 び一般利用者へ の普及啓発を図り、安全・快適に 尾瀬を利用できる ようにする。	環境省	・利用適正化事業により、「尾瀬山ノ鼻地区ツキノワグマ対策会議」及び「ヨシツ堀田地区ツキノワグマ対策連絡会議」を設置し、それぞれの地区において対策マニュアルを作成。また、尾瀬全体のクマ対策マニュアルとして「尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアル」を策定(財団に委託) ・同事業により尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を設置	H20 H21		環境省 (歩道管理者)	「尾瀬国立公園ツキノワグマ出沒対応マニュアル」に沿って、直轄歩道についてササの刈り払いや巡視等を実施		■クマの生態把握 ツキノワグマ対策をより有効あるものにするため、尾瀬のツキノワグマの生態について把握するための調査を継続して実施する。
			その他国				林野庁 (土地所有者)			
			尾瀬保護財団	・環境省の利用適正化事業を受託し、「尾瀬山ノ鼻地区ツキノワグマ対策マニュアル」及び「ヨシツ堀田地区ツキノワグマ対策マニュアル」、「尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアル」を策定 ・同事業により、尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を設置(H21)、マニュアルに基づき関係者が取り組みを実施、クマ対策専門員も配置 ・事故を未然に防ぐために、財団ホームページ内にクマの目撃情報(時間、場所など)を随時掲載等による利用者への啓発を実施。 ・クマとの突然の遭遇による事故を防止するため、ササ等の刈払い作業を実施。 ・尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を事務局として運営し、ツキノワグマ対策員の任命、現地での対策実施体制の調整を行う ・環境省の利用適正化事業を受託し、ツキノワグマ対策員の研修、対策実施体制の構築を行う	H17～ H21～ H12～ H17～ H17～22	・山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議(尾瀬保護財団) ・ヨシツ堀田地区ツキノワグマ対策連絡会議(尾瀬保護財団) ・尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会の事務局として、構成する関係機関と協議しながら対策を実施する。 ・同協議会により、継続可能な対策として、「ツキノワグマ出沒対応マニュアル」の見直しを行う。 ・山小屋等と連携して目撃情報の収集するとともに、その結果を随時、ホームページ等に掲載して注意喚起を図る。 ・過去の日撃情報等を参考に関係者と連携のうえ、ササ等の刈り払い作業を実施する。	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施	
				(福島県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H21.3策定)及び尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアルに基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。 ・人身被害が想定される緊急時には、警察等と連携し、迅速な対応に努める	～H24 ～H24		関係県	(福島県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H25.3改定)及び尾瀬ツキノワグマ保護管理マニュアルに基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る ・人身被害が想定される緊急時には、警察等と連携し、迅速な対応に努める(H25から、南会津町、檜枝岐村に、緊急時の就による捕獲許可の権限を移譲)	～H28 ～H28	
				(新潟県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H23.9策定)に基づき、被害防止と個体群の安定的維持を図る。 (群馬県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H24.3策定)に基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。				(新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。 (群馬県) ・ツキノワグマ保護管理計画に基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。		
			関係市町村	・危険時対策(有害獣捕獲)について申請を行う ・猟友会事務局を運営 (南会津町) ・クマ目撃情報の提供・捕獲対策			関係市町村			
								(南会津町) ・クマ目撃情報の提供・捕獲対策	通年	
			山小屋等事業者	・クマの誘引するゴミ等を適正に管理。 ・クマ目撃情報などを提供すると共に、必要に応じ巡視を実施。 ・クマ目撃情報やクマに遭遇した際の対応などについて、利用者に必要な情報を提供			山小屋等事業者			
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・ツキノワグマが頻繁に通過するエリアについて、クマと利用者の接触を避けるために木道を高架型に改修、クマ出沒地域に注意喚起の看板と鐘の設置・管理			土地所有者・歩道管理者 東京電力(株)	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・必要に応じて、検討・対応していく		
			地域住民	(猟友会) ・危険時対策の際の追い払い又は学習放散を実施						
			公園利用者	・クマ目撃情報を通報 ・尾瀬はクマの生息地だと認識し、マニュアルやセルフガイドに沿った利用を行う						
			NGO/NPO							
			研究者	・専門的知見から、クマの生態、安全管理等についての知見を提供						
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境保全	過去のゴミ対策	ごみのない尾瀬を実現するため、尾瀬内の過去のゴミについては、自然環境の保護に配慮しつつ地域外へ搬出する。	環境省	・環境省所管地内のゴミの撤去・搬出、並びに植生復元を実施していく	H19～		環境省(土地所有者)	H26にて予定されていた事業が終了する予定	H26	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・過去に廃棄されたゴミを撤去し、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発	S47～H8(財)国立公園協会 H9～23(財)国立公園協会・財団 H24～財団		尾瀬保護財団	・ゴミ持ち帰り運動についての啓発	毎年継続実施	
			関係県	(福島・群馬) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・国立公園協会や尾瀬保護財団の主旨に基づき主要入山口で、ゴミ持ち帰り運動についての啓発	(群馬県) H18～19(福島県) H18～22 S47～H25			— ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発	— 継続実施	
			関係市町村	(檜枝岐・片品) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 (南金津町) ・田代・帝釈山自然保護巡視員等によるゴミ持ち帰り運動についての啓発 ・田代・帝釈山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施	毎年(5月中旬～11月中旬) 毎年(6月上旬)		関係市町村	(檜枝岐村) ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 (南金津町) 田代・帝釈山自然保護巡視員等によるゴミ持ち帰り運動の啓発 ・田代・帝釈山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施	毎年継続実施 毎年(5月中旬～11月中旬) 毎年(6月上旬)	
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)、山小屋) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発			山小屋等事業者			
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発			土地所有者(東京電力(株))	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・方が、発生した場合はその都度対応 ・継続実施。お客さまとの対応の際は、呼びかけていく		
			地域住民	・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 (南金津町) ・田代・帝釈山沿線県道のゴミ撤去作業			地域住民	(南金津町) ・田代・帝釈山沿線県道のゴミ撤去作業	毎年(6月)	
			公園利用者	(一般利用者、組織ボランティア) ・過去に廃棄されたゴミの運搬搬出作業に協力 ・ゴミ持ち帰り運動に参加						
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	植生荒廃地の復元対策	尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺、アヤマ平等における植生荒廃地については、継続して植生復元のための取り組みを行うとともに、経過観察のためのモニタリング調査を実施する。	環境省	・荒廃地における植生を復元させるための植生復元事業(特殊植物等保全事業)を実施(沼尻湿原、小淵沢田代、熊沢田代)	H18～H24	・特殊植物保全事業等検討委員会(環境省)	環境省	・植生復元作業箇所(沼尻湿原、小淵沢田代、熊沢田代)のモニタリングを実施	継続実施	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・福島県から植生復元事業を受託し、荒廃湿原の復元作業を実施 ・群馬県から経過観察業務を受託し、復元状況のモニタリングを実施 ・群馬県から至仏山の保全対策事業を受託して、荒廃した登山道周辺の復元作業と立入防護策設置等を実施(H22)		・尾瀬保護指導委員会		・福島県から植生復元事業を受託し、荒廃湿原の復元作業を実施 ・群馬県から経過観察業務を受託し、復元状況のモニタリングを実施 ・群馬県から至仏山の保全対策事業を受託して、荒廃した登山道周辺の復元作業と立入防護策設置等を実施	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業を、尾瀬保護財団へ委託 (群馬県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業の経過観察を尾瀬保護財団へ委託(横田代)	～H24 ～H25	・尾瀬保護指導委員会(福島県) ・尾瀬保護専門委員会(群馬県)	関係県	(福島県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業を、尾瀬保護財団へ委託 (群馬県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業の経過観察を、尾瀬保護財団へ委託	～H29 ～H27	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・会津駒ヶ岳山頂付近の湿原において、荒廃した植生を復元させるための作業を実施			関係市町村	(南金津町) ・田代山・帝釈山頂木道付近の荒廃地の植生復元作業実施	毎年(6月～10月)	
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・アヤマ平の植生復元と経過観察を東京電力より受託						
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・アヤマ平の植生復元と経過観察を実施			土地所有者(東京電力(株))	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・未回復エリア(1割)と回復箇所の植生の質向上に向けた検討		
			地域住民	(片品村婦人会) ・植生復元作業に協力						
			公園利用者	(尾瀬ボランティア) ・尾瀬保護財団の植生復元作業に協力						
			NGO/NPO							
			研究者	(環境省植生復元事業委員・尾瀬保護指導委員・尾瀬保護専門委員) ・望ましい植生復元方法等について、各種委員会を通じて技術的な助言を行う						
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境保全	至仏山保全対策の実施	尾瀬の自然環境を特徴づける価値を有している至仏山については、保全のための緊急対策会議がとりまとめる「至仏山保全基本計画」に沿って、登山ルートの見直し、適正利用のためのルールづくりと管理などを行う	環境省	・利用適正化事業により、至仏山における携帯トイレの導入に向けた事例調査や、試験配布してのアンケート調査等を実施 ・利用適正化事業により、東面登山道のより専用化の定着及びそれに伴う利用動向の変化等の予測について、実施	H19～H20 H19～H20					
			その他国							
			尾瀬保護財団	・「至仏山保全緊急対策会議」を設置して「至仏山保全基本計画」を策定、その後「至仏山保全対策会議」を設置して同計画の進行管理を実施 ・環境省から利用適正化事業を受託し、携帯トイレの導入や東面登山道のより専用化の定着に向けた利用者意識調査を実施 ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・至仏山の荒廃した登山道のあり方について、総合的な評価を行うため、至仏山環境調査専門委員会を設置、科学的調査を実施 (H21～)	H21～H24	・至仏山保全対策会議 (尾瀬保護財団) ・至仏山環境調査専門委員会 (尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・至仏山保全対策会議において、至仏山保全計画に基づいて、自然を保全するための各種対策を実施 ・東面登山道のより専用、残雪期の登山道閉鎖期間の周知徹底及び携帯トイレの持参のPRを図る。	継続実施 継続実施	
			関係県	(群馬県) ・登山道、木道等の整備(H3～8) ・荒廃地における植生を復元するための植生回復事業を、尾瀬保護財団へ委託 ・至仏山保全対策事業の適正な執行に資するため、尾瀬保護専門委員会に、群馬県至仏山当面登山道保全対策検討会を設置(H22～)	～H25 H22～H25	尾瀬保護専門委員会 (群馬県)	群馬県 (歩道管理者)	・県が管理する東面登山道周辺部の植生保護・回復等の対策に取り組む	継続実施	
			関係市町村	(片品村) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・冬季利用自粛に対する呼びかけ						
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・登山道、木道等の整備及び管理 ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・各山小屋で携帯トイレの販売(H24年) (ガイド業者) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施	H24					
			土地所有者	(東京電力) ・登山道、木道等の整備 (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施			土地所有者(東京電力(株)) 歩道管理者(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所)	(東京電力) ・検討を重ねた上で、継続実施 (東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			地域住民	・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施						
			公園利用者	・東面登山道の登り専用利用の遵守						
			NGO/NPO	・東面登山道の登り専用利用の実施を広報誌等を通じてPR						
			研究者	(日本自然保護協会) ・当該地の自然環境特性や利用動態について調査 (群馬県尾瀬保護専門委員会) ・当該地の自然環境特性について調査						
			国民・企業							
	外来植物対策	尾瀬本来の植生を維持・回復させるため、専門家、NPO、山小屋等の協力を受けて実態把握に努め、適切な外来植物対策を実施する	環境省	・「駆除すべき移入植物一覧表」を作成、外来植物パンフを作成し配布	H9・H24		環境省	・「駆除すべき移入植物一覧表」や外来植物パンフ配布等を行い周知	継続実施	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・移入植物を尾瀬に持ち込まないよう各入山口で啓発 ・福島県より受託し、移入植物の除去を実施。		・尾瀬保護指導委員会(福島県)	尾瀬保護財団	・移入植物を尾瀬に持ち込まないよう各入山口で啓発 ・ボランティアのコーディネートなどを行い、移入植物の除去を実施 ・福島県より受託し、移入植物の除去を実施。	継続実施 H26～	
			関係県	(福島県) ・移入植物の除去作業を尾瀬保護財団に委託 (群馬県) ・移入植物を除去することは是非について検討 ・外来植物を尾瀬に持ち込まないよう啓発	～H24 H10～11 ～H25	・尾瀬保護指導委員会(福島県) ・尾瀬保護専門委員会(群馬県)	関係県	(福島県) ・移入植物の除去作業を、尾瀬保護財団へ委託 — ・外来植物を尾瀬に持ち込まないよう啓発	継続実施 ～H29 — 継続実施	
			関係市町村	(南会津町) ・南会津町・田代・帝釈山自然保護巡視員等による除去・啓発活動	毎年(6月～10月)			(南会津町) ・南会津町・田代・帝釈山自然保護巡視員等による除去・啓発活動	毎年(6月～10月)	
			山小屋等事業者	・山小屋周辺の維持管理時の移入種の除去作業を実施			山小屋等事業者			
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・入山口において種子落としマットを設置			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			地域住民	(片品村婦人会) ・外来植物の除去作業を実施 (尾瀬国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・外来植物の除去作業実施			地域住民	(尾瀬国立公園田代山・帝釈山保護の会) ・外来植物の除去作業実施		
			公園利用者	・種子落としマット上での種子落としの実施						
			NGO/NPO	(国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・猿倉登山口周辺の平地性植物の除去						
			研究者	・移入種の侵入・繁茂状況の実態について研究、情報提供						
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境保全	保護の強化	既存の公園区域内はもちろん、会津駒ヶ岳や田代・帝釈山地域など利用増によって植生等が荒廃することのないよう、関係機関が一体となって取り組む	環境省	・「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」を作成 ・会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の登山道、利用動態等の調査を実施 ・グリーンワーカー事業において、巡視、登山道補修等の業務を実施 ・歩道、登山道等の整備 ・排水処理施設、公衆トイレの整備	H20 H20～H21 適時 適時		環境省	関係者の協力の下、歩道、登山道等の整備及び維持管理を実施 関係者の協力の下、排水処理施設、公衆トイレの維持管理	適時 適時	
			その他国	(森林管理署) ・森林生態系保護地域及び保安林の管理 ・グリーン・サポート・スタッフ及び国有林野保護監視員による森林パトロールを実施 ・森林生態系保護地域及び緑の回廊に関するパンフレットの作成・配付 (文化庁) ・特別天然記念物の管理			林野庁	(森林管理署) ・森林生態系保護地域及び保安林の管理 ・グリーン・サポート・スタッフ及び国有林野保護監視員による森林パトロールを実施 ・森林生態系保護地域及び緑の回廊に関するパンフレットの作成・配付	継続 継続 継続	
			尾瀬保護財団	・入山者への啓発・尾瀬の美化巡視(尾瀬ボランティア参加) ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の管理方針の策定のため、利用面からの現状把握と課題の洗い出しに関する調査を環境省から受託(H20)。 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域における入山者啓発や美化巡視活動を拡充(尾瀬ボランティア参加)。	H20		尾瀬保護財団	・入山者への啓発・尾瀬の美化巡視を継続実施する	毎年継続実施	
			関係県	(福島県) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任) ・自然保護指導員を設置し、利用者指導を実施 ・アクセス対策等に係る意見交換、アンケート実施 (群馬県) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任)	～H24 ～H24 H20 ～H25	・尾瀬国立公園福島県地域協議会(福島県南会津地方振興局)	関係県	(福島県) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任) ・自然保護指導員を設置し、利用者指導を実施 (群馬県) ・歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任)	～H29 ～H29 継続実施	
			関係市町村	(片品村) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 (魚沼市) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 (南会津町) ・田代・帝釈山自然保護巡視員による歩道、登山道等の整備 ・田代・帝釈山自然保護巡視員等による利用ルール等の普及啓発活動を実施 ・町の田代・帝釈山自然保護巡視員の配置(パトロール・ルール指導・危険箇所対策・清掃等:継続)	毎年(6月～10月) 毎年(6月～10月) 毎年(6月～10月)		関係市町村	(片品村) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 (魚沼市) ・利用ルール等の普及啓発活動を実施 (南会津町) ・田代・帝釈山自然保護巡視員による歩道、登山道等の整備 ・田代・帝釈山自然保護巡視員等による利用ルール等の普及啓発活動実施 ・町の田代・帝釈山自然保護巡視員の配置等による早期発見と対策実施	毎年度 毎年度 毎年(6月～10月) 毎年(6月～10月) 毎年(6月～10月)	
			山小屋等事業者	(山小屋、尾瀬林業) ・尾瀬の美化巡視			山小屋等事業者			
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・登山道、木道等の整備 ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			地域住民	・パークボランティア、尾瀬ボランティア、自然公園指導員、自然保護指導員等による利用者指導の実施			地域住民			
			公園利用者	・利用ルールの遵守						
			NGO/NPO	・環境省から会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の管理方針検討業務を受託し、検討会を設置して管理方針の策定に向けた検討を実施中(H19～H20) (南会津町総合支援センター) ・町から美化巡視業務も含め受託し、清掃業務を実施 (福島県自然公園清掃協議会) ・環境省、福島県、檜枝岐村・南会津町等から自然保護巡視業務を受託し、清掃業務を実施 (群馬県尾瀬美化愛護協会) ・環境省、片品村から美化巡視業務を受託し、清掃業務を実施 (国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・田代・帝釈山100周年記念大師堂清掃登山実施 ・登山者マナー啓発運動実施	H23.7.27 H24.9～10月		NGO/NPO	(南会津町総合支援センター) ・町から美化巡視業務も含め受託し、保全業務を実施 (福島県自然公園清掃協議会) ・環境省、福島県、檜枝岐村・南会津町等から美化巡視業務を受託し、清掃業務を実施 (国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・田代山・帝釈山の美化活動・巡視協力		
			研究者	・自然科学的な知見・保全のための対策について助言			研究者			
			国民・企業	・パークボランティア、尾瀬ボランティア、自然公園指導員、自然保護指導員等による利用者指導の実施						

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
適正利用の推進	快適利用の促進	特定の季節、特定の入山口に集中する傾向がある利用を分散させ、快適な尾瀬利用を促進する	環境省	・利用適正化事業により、平成7年度から利用実態の調査を進めると共に、利用実態をふまえた分散化対策の検討及び実施 ・利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原(山ノ鼻～電宮間)の利用集中にともなう影響調査を実施 ・利用適正化事業、尾瀬沼V.C.により快適な利用の推進に向けた情報提供を実施 ・利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施 ・登山者カウンターを設置し、尾瀬全体の利用者数をモニタリング	H7～ H20 ～H24 H20・H21 H1～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省	・尾瀬地域全体の利用適正化のため、快適な利用の推進に向けた情報提供を、尾瀬沼VCの運営を通じて実施 ・登山者カウンターを設置し、尾瀬全体の利用者数をモニタリング(H1～)	H25～ H25～	■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 ■中部部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中部部への利用集中を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。
			その他国							
			尾瀬保護財団	・利用適正化事業を環境省から受託し、情報提供による快適な尾瀬利用を促進・誘導 ・快適登山日カレンダーを作成 ・尾瀬学校、その他首都圏の学校の入山予定をHPで掲載 ・各種メディア、イベント等を通じて、快適な尾瀬利用の呼びかけを実施 ・利用者への周知を図るため、交通対策に関するチラシを作成 ・旅行事業者や出版業者等を対象とした尾瀬ガイドンスを開催。参加者に実際に尾瀬に来てガイドツアーを体験してもらった現地ガイドンスの開催についても実施。	H8～ H8～ H20～ H8～ H8～ H8～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・利用適正化事業を環境省から受託したうえで、情報提供による快適な尾瀬利用を促進・誘導する。 ・財団ホームページ内に快適利用のススメにて、快適登山日カレンダーを作成し、情報発信を行う。 ・シーズン中に毎日更新するブログ「今朝の尾瀬山ノ鼻」内にて、最新の情報と合わせて尾瀬学校の入山予定を掲載する。 ・利用者の情報収集の媒体を考慮して、ブログやメールマガジン等の活用を検討のうえ、幅広い情報発信を進める。 ・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」の依頼を受けて交通対策チラシを配布 ・地元自治体やガイド団体等と協力して、現地でのガイドンスを主体として、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。 ・利用開放期(6月下旬～7月上旬)の魅力を発信	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 H26～	
			関係県	(福島県) ・「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を推進 (群馬県) 鳩待峠入山口の一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用を促進するため、「尾瀬らしい自動車利用社会実験」を実施(H23～H25) (新潟県) ・新潟県側からの入山を促進するためのPR活動、旅行エージェンシーへの要請活動を実施	～H24 H23～H25		関係県	(福島県) ・交通規制による快適な利用を推進(「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」) (群馬県) ・尾瀬入山口環境整備事業の実施(H26～) (・大清水～ウーノ瀬間で地元交通事業者による低公害車を試験運用。・東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待峠駐車場環境整備に対し、補助)	～H29 H26～H27	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を推進 (片品村) ・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、交通規制による入山口の分散化、快適な利用を推進 ・尾瀬交通システム検討会を開催し、群馬県側登山口の利用分散を検討 (魚沼市) ・新潟県側からの入山を促進するためのPR活動を実施 (南会津町) ・田代山山頂トイレ整備 ・田代・帝釈山の入山を促進するためのシャトルバス・タクシーの運行		・尾瀬自動車利用適正化連絡協議会(福島県・檜枝岐村) ・片品村尾瀬交通対策連絡協議会(片品村) ・尾瀬交通システム検討委員会(片品村)	関係市町村	(片品村) ・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、交通規制による入山口の分散化、快適な利用を推進 (魚沼市) ・新潟県側からの入山を促進するためPR活動の実施 (南会津町) ・田代山新山頂トイレ受託供用開始 ・田代・帝釈山登山口トイレ修繕 ・田代・帝釈山の入山を促進するためのPR活動を実施 ・田代・帝釈山の入山を促進するためのシャトルタクシー運行	継続実施 毎年度 H25 (6月～10月)	
			山小屋等事業者	(山小屋) ・土日と平日の料金格差の設定により、平日利用の促進のための対策を実施 ・尾瀬交通システム検討会を開催し、群馬県側登山口の利用分散を検討 (東京パワーテクノロジー(株)) ・駐車場利用の料金格差の設定による、入山口の分散化対策を実施 (交通事業者) ・乗り入れ規制の遵守			山小屋等事業者			
			土地所有者	(東京電力) ・機関誌、HPなどで快適利用を推進				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・様々な機会を通して、群馬・福島・新潟の入山口の利用動員を行う		
			地域住民				観光協会 ・ガイド協会			
			公園利用者	・利用分散に協力						
			NGO/NPO							
			研究者	・ヘルスツーリズムに関する調査研究						
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
適正利用の 推進	情報提供の あり方の検討	尾瀬の適正利用を図るために効果的な情報提供のあり方を検討する	環境省	・尾瀬沼VC運営業務の中で、情報収集、情報提供及び提供方法の検討を実施 ・利用適正化事業により、旅行者に対し適正利用の推進に向けた働きかけを実施 ・尾瀬国立公園のウェブサイト運営 ・利用者アンケート等により、効果的な情報発信のあり方を検討	H20 H23・H24	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省	・尾瀬沼VC運営業務の中で、情報収集、情報提供及び提供方法の検討を実施 ・尾瀬国立公園のウェブサイト運営	継続実施 継続実施	■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。
			その他国	(森林管理署) ・グリーン・サポート・スタッフによりマナー啓発等のチラシ・しおりを配布			林野庁	(森林管理署) ・グリーン・サポート・スタッフによりマナー啓発等のチラシ・しおりを配布	継続実施	
			尾瀬保護財団	・HPによる情報提供、海外からの旅行者増加に対応するため、英語版、韓国語版、中国語版HPとパンフを作成 ・山の鼻VICにJ-SAT導入、ブログ、ライブカメラなどで最新情報を現地から直接発信 ・携帯サイトを立ち上げて入山直前の利用者に対して、緊急情報などを発信 ・尾瀬学校、その他首都圏の学校の入山予定もHPで掲載 ・イベントやVC等でパンフレット類を配布 ・山小屋、観光協会、登山用品店等へメールを使った現地情報の配信 ・尾瀬ガイドスを毎年開催、旅行会社に適正利用呼びかけ ・尾瀬ボランティアによる入山口等での情報提供 ・職員が出張レクチャーを実施 ・尾瀬関連雑誌への寄稿 ・檜枝岐事務所(シーズン中のみ)を設置し、拡張地域の情報収集体制の強化、現地から直接情報を発信 ・尾瀬ブナの森ミュージアムの運営受託	H21～22 H21～ H20～ H8～ H18～ H8～ H8～ H8～ H22～ H23～ H23～		尾瀬保護財団	・HPによる情報提供、海外からの旅行者増加に対応するため、英語版、韓国語版、中国語版Hpの掲載とパンフを配布 ・現地からライブカメラ、ブログによる最新情報を継続して発信 ・携帯サイトによる情報発信 ・シーズン中全体の入山予定及び日々更新される「今朝の尾瀬山ノ鼻」に掲載する ・現地VCのほか尾瀬に関連するイベント等にてパンフレットを配布 ・旅行事業者、出版事業者等へも、随時現地情報を提供し、提供先のHP等へ掲載を依頼するなど、幅広い情報提供を行う。 ・地元自治体やガイド団体等と協力して、現地でのガイドスを主体として、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。 ・尾瀬ボランティア等による入山口等での情報提供の継続 ・学校等にて出張レクチャーを実施 ・尾瀬関連の雑誌やウェブ掲載内容についての助言等も行う ・檜枝岐事務所を活用して、拡張地域を含めた現地情報を発信 ・檜枝岐村から尾瀬ブナの森ミュージアムの運営を受託 ・現地の最新情報の他、尾瀬に関する情報をtwitter及びfacebookにて発信 ・HPの利便性向上のためのリニューアルの実施	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施予定 継続実施予定 継続実施 H26～	
				・尾瀬に関するHPを運営 ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報			関係県	(要望：福島県から) 尾瀬の各地域の放射線情報を、財団が一元化して発信する(情報源組織は、それぞれが公表するとともに、財団に即時情報提供する)。 (群馬県) ・山の鼻VC管理事業を尾瀬保護財団へ委託し、適正利用の促進に向けた情報提供を実施		
				(群馬県) ・山の鼻VC管理事業を尾瀬保護財団へ委託し、適正利用の促進に向けた情報提供を実施	～H25				継続実施	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・御池における情報提供の必要性の検討・ボランティアによる情報提供の実施			関係市町村・観光協会	(檜枝岐村) ・御池における情報提供の必要性の検討・ボランティアによる情報提供の実施	継続実施	
				(南会津町) ・田代・帝釈山猿倉登山口における情報提供の実施 ・観光協会におけるHP等での情報提供・情報誌等の配布	毎年(6月～10月)			(南会津町) ・田代・帝釈山猿倉登山口における情報提供の実施 ・観光協会におけるHP等での情報提供・情報誌等の配布	通年(6月～10月)	
				(全関係自治体) ・観光協会の運営 ・尾瀬に関するHPを運営 ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報				(片品村) ・観光協会におけるHP等での情報提供 ・尾瀬に関するHPを運営し尾瀬についての情報発信を行う ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報を実施し情報発信を行う。		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・尾瀬に関するHPを運営 ・新聞、テレビ、広報誌等のメディアによる広報 ・戸倉支社内や大清水休憩所内に尾瀬に関する展示スペースを設置			山小屋等事業者			
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・グリーンボランティアなどを催行し、自然体験を通じた自然保護意識の普及 ・HPによる広報			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・「尾瀬入山にあたって」のパンフレットを活用した啓発を行う。		
				(三井物産) ・HPによる広報 H21 田代山FSC森林認証の取得(生物多様性保護林の特別保護林としての位置付け)						
			地域住民	・個人が設置したHPやブログを通じた尾瀬情報の発信						
			公園利用者	・個人が設置したHPやブログを通じた尾瀬情報の発信						
			NGO/NPO 研究者							
			国民・企業	・パークボランティア活動を通じて、自然解説活動等を通じた情報提供に協力						

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
適正利用の推進	エリアごとの利用方法の検討	拡張エリアも含めた新しい尾瀬地域においては、積極的に利用するエリア。利用を厳しく制限し生態系を守るエリアなど、自然の状況に応じたエリアごとの利用方法を検討する	環境省	・公園計画における規制計画の設定 ・管理計画の改訂作業 ・利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施 ・利用適正事業により、大清水地区の魅力発掘調査を実施し、大清水地区の新たな利用方法について検討	H20～H24 H20・H21 H21～H23	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省	関係者間の合意や社会情勢の変等の必要に応じ、公園計画、管理計画等の見直しを行う	随時	■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。
			その他国	(関東森林管理局) ・森林生態系保護地域内の「保存地区」「保全利用地区」の設定 (農林水産省) ・森林法に基づく保安林の指定			林野庁			
			尾瀬保護財団	・環境省より、利用適正化推進事業を受託し、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施。 ・同事業を受託し、大清水地区の資源調査を実施。その結果について地元関係者への報告会・現地見学会(WS)を開催。大清水地区の魅力を紹介するマップを作成し、配布した ・尾瀬を知るフィールド講座を開催。講義だけではなく、実際に体験してもらうことにより、適正な利用について周知を図った。(H25 尾瀬を知るための現地講座に名称変更)	H20～21 H22～25 H22～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・環境省からの適正化推進事業を受託し、適正な利用推進に向けた取り組みを実施する。 尾瀬に興味を持ってもらう内容を検討のうえ、尾瀬の適正な利用方法について周知を図る。	継続実施 継続実施	
			関係県	(群馬県) ・鳥獣保護区の指定 (新潟県・福島県) ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定	S56 (福島県) H23		関係県			
			関係市町村	(南会津町) ・環境省等関係機関との連絡調整 (片品村) ・富士見下～富士見峠間を利用した身障者等限定自然観察会の実施		富士見下～富士見峠間の身体障がい者等の利用のあり方検討委員会	関係市町村	(南会津町) ・環境省等関係機関との連絡調整 (片品村) ・富士見下～富士見峠間を利用した身障者等限定自然観察会の実施		継続実施予定
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・車いすの方も通れるワイド木道の設置				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	尾瀬入山までのアプローチの検討	尾瀬の適正利用を推進するために望ましい交通体系・アプローチを検討する	環境省	・利用適正化事業として、望ましい交通体系やアプローチ方法についての検討 ・尾瀬国立公園協議会で、当該項目の取組方針を作成 ・「尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会」の設置 ・交通体系に関する調査の実施	H19 H21 H21 H22～H24	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省			
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より利用適正化事業を受託し、望ましい交通体系やアプローチ方法について、アンケート調査や関係者へのヒヤリングを実施。その他、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査も実施(H20～H21)。	H20～H21	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)				
			関係県	(福島県) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討	～H24	・福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会(檜枝岐村)	関係県	(福島県) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」において、望ましい交通体系を検討	～H29	
				(群馬県) ・尾瀬らしい自動車利用社会実験の実施(H23～H25)	H23～H25			(群馬県) ・尾瀬入山口環境整備事業の実施(H26～) (・大清水～～ノ瀬間で地元交通事業者による低公害車を試験運用。・東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待峠駐車場環境整備に対し、補助)	H26～H27	
				(新潟県) ・「湯ノ谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会」に参画し、「魚沼から行く尾瀬ルート」の利用拡大を推進。 ・道路改良等を通じた利便性の向上、新潟・福島豪雨による被災施設の早期復旧などに取り組む。(H23～)				(新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。		
				(県警) ・マイカー規制協議会の方針に基づき、道路交通法に基づく交通規制を実施(道路管理者)						
				・マイカー規制協議会の方針に基づき、道路管理を実施						

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
適正利用の 推進	尾瀬入山ま でのアプロ ーチの検討	尾瀬の適正利 用を推進するた めに望ましい交 通体系・アプ ローチを検討す る	関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討 (片品村) ・「尾瀬交通システム検討会」を設置し、群馬県側登山口の利用分散を検討 ・大清水口、富士見下口、鳩待峠口の分岐点(戸倉地内)に駐車場を設置。駐車台数 289台 H19年度より供用開始。		・片品村尾瀬交通 対策連絡協議会 (片品村) ・尾瀬交通シス テム検討会(片品 村) ・湯之谷温泉郷・ 尾瀬ルート活性 化委員会(魚沼 市)	関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ま しい交通体系を検討	継続実施	■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方 法を提案し、中心部への利用集中 を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対 する自然解説、マナー啓発、傷病対 応など、適正利用の推進に寄与し てきたが、今後も尾瀬の自然環境を 維持しつつ利用の分散化を図るな ど、適正利用の推進のために実施 すべきことを検討する。
				(魚沼市) ・「湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会に尾瀬ルート検証部会を設置」し、利用の少ない奥只見ルートの利用を推進				(魚沼市) ・「湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会に尾瀬ルート検証部会を設置」し、利用の少ない奥只見ルートの利用を推進	継続実施	
				(魚沼市観光協会) ・奥只見郷ネイチャーガイドによる尾瀬・奥只見ルートの利用促進						
			山小屋等事業者	(南会津町) ・田代・帝釈山猿倉登山口までのシャトルバス・タクシーの運行	毎年(6月～10月)	・尾瀬ルート検証 部会(魚沼市)		(南会津町) ・田代・帝釈山猿倉登山口までのシャトルタクシーの運行 ・館岩地域宿泊施設から田代・帝釈山馬坂登山口までのシャトルバス・タクシーの運行 ・モニターツアー等実施による検証	H25～ (6月～10月)	
				(金津バス) ・利用者の少ない奥只見ルートのバス運行						
				(尾瀬林業) ・鳩待峠～大清水間の送迎バスを運行						
			土地所有者	(関越交通) ・利用者の少ない富士見下口へのバス運行		・尾瀬ルート検証 部会(魚沼市)		(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・具体的工事実施に向けて協力	H26～H27年	
				(奥只見観光)・・・新潟県 ・奥只見ルート活性化のための早朝便の運航	H25年度下期～ 協力					
				(魚沼市) ・地元から見た望ましい交通体系、アプローチについて検討				(魚沼市) ・地元から見た望ましい、交通体系、アプローチについて検討	毎年度	
			公園利用者	・シャトルバス等の利用						
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	現在の対策 の効果検証	現在実施され ている適正利用 推進のための 施策の効果を検 証する。	環境省				環境省	・交通体系に関する調査の実施	H25	
			その他国				その他国			
			尾瀬保護財団				尾瀬保護財団			
			関係県	(南会津町) ・入山者カウンターによる入山者総数の把握・関係機関との連絡調整	毎年(5月～10月)		関係県	(南会津町) ・入山者カウンターによる入山者総数の把握・関係機関との連絡調整	毎年(5月～10月)	
			関係市町村				関係市町村			
			山小屋等事業者				山小屋等事業者			
			土地所有者				土地所有者			
			地域住民				地域住民			
			公園利用者				公園利用者			
			NGO/NPO				NGO/NPO			
			研究者				研究者			
			国民・企業				国民・企業			

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
施設整備	ビジターセン ターのあり方 の検討	ビジターセン ターの設置場 所、展示内容、 スタッフ等、その 機能が最も効果 的に発揮される ビジターセンター のあり方につ いて検討する。	環境省	・尾瀬沼VCの効果的な活用方法について検討 ・利用情報提供施設の配置に関する調査検討を実施 ・利用情報提供施設基本計画策定調査を実施して、VCの現状評価と今後のあり方の 検討を実施(H17)	～H24 H18 H17		環境省	・尾瀬地域全体の各種課題に対応するため、尾瀬沼VCを効 果的に活用する方法を検討	随時	■環境に調和した施設整備のあり方 の検討 木道や観察テラスなど、環境特性 に適合した施設整備のあり方につ いて検討する。 ■環境配慮や適正利用に役立つ最 新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最 新技術を尾瀬での施設整備にいか に導入していくかについて検討する。
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省・群馬県より尾瀬沼・山の鼻VC運営業務を受託し、工夫を凝らした展示や企 画、管理運営を実施 ・尾瀬内での自然・利用情報の提供施設として、効果的な情報提供を実施	H8～ H8～		尾瀬保護財団	・環境省・群馬県より尾瀬沼・山の鼻VC運営業務を受託したう えで、工夫を凝らした展示や企画、管理運営を継続実施 ・尾瀬内での自然・利用情報の提供施設として、効果的な情報提 供を継続実施	継続実施(予定) 継続実施	
			関係県	(群馬県) ・山の鼻ビジターセンター横に、屋外環境学習用デッキを整備(H23) ・山の鼻ビジターセンターの、展示内容(剥製等)を更新(H24)	～H24		群馬県	(群馬県) ・山の鼻ビジターセンターの展示内容を検討し、更新・充実	継続実施	
			関係市町村	(片品村) 尾瀬ふらり館開館(H21年4月)			関係市町村	(南会津町) ・町環境学習施設の活用促進計画立案・実施	H25	
				(南会津町) ・川衣地区に環境学習施設(川衣交流センター)を建設(H21)				(檜枝岐村) ・尾瀬ブナの森ミュージアムを運営		
			山小屋等事業者	(尾瀬沼地区運営協議会) ・尾瀬沼VCの運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 (尾瀬見晴地区運営協議会) ・見晴休憩所の運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 (東京パワーテクノロジー(株)) ・大清水休憩所内に展示スペースを設置						
				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・尾瀬ふらり館の運営協力				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			土地所有者							
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	サイン計画	新しい国立公園 にふさわしいサ イン計画を実施 する。	環境省	・尾瀬内の誘導標識について仕様標準化の検討会を開催 ・見晴園地再整備計画「標識及びトイレの改善計画」を作成 ・利用適正化事業で、尾瀬国立公園内のサイン統一化や効果的な活用方法を検討	H21,H22 H22 H22	・国立公園施設の 仕様標準化検討 会(環境省)	環境省	必要に応じ、直轄区間の標識を整備	随時	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より、利用適正化推進事業を受託し、既存標識やパンフレット類の効果的な活 用方法を検討(H22)	H22					
			関係県	(群馬県) ・仕様標準化を踏まえるとともに、統一ロゴマークを配置した総合案内標識等を整備 (H20) (新潟県) ・新潟県側ルート(国道352号)に「尾瀬〇〇km」の道標及び案内標識の設置	H20		関係県 (施設管理者)	—	—	
				(南会津町) ・関係機関と国・県・町道等への尾瀬国立公園表示協議				(南会津町) ・関係機関と国・県・町道等への尾瀬国立公園表示協議		
			関係市町村				関係市町村	・田代・帝釈山登山道等道標整備		
			山小屋等事業者							
			土地所有者				東京パワーテクノ ロジー(株)(施 設管理者)			
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項	
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
施設整備	入山口の整備	鳩待峠など尾瀬の主要な入山口について、国立公園の玄関にふさわしいものに整備するため、車道、駐車場、ビジターセンター等のあり方を検討する	環境省	・尾瀬国立公園の公園計画を策定	H19		環境省	公園計画を運用し事業決定等を行う。	適時	■環境に調和した施設整備のあり方の検討 木道や観察テラスなど、環境特性に適合した施設整備のあり方について検討する。 ■環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最新技術を尾瀬での施設整備にいかに関与していくかについて検討する。	
			その他国								
			尾瀬保護財団	・環境省より利用適正化事業を受託し、望ましい交通体系やアプローチ方法について、アンケート調査や関係者へのヒアリングを実施(H19)	H19						
			関係県	(福島県) ・福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会を開催し、沼山口、御池口のあり方について検討	～H24	・福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会(福島県)	関係県	(福島県) ・必要に応じて沼山口、御池口のあり方について検討(福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会)	～H29		
				・御池バスターミナルの整備	H18			(群馬県) ・尾瀬入山口環境整備事業の実施(H26～) (・大清水～ノ瀬間で地元交通事業者による低公害車を試験運用。・東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待峠駐車場環境整備に対し、補助)	H26～H27		
				(群馬県) ・尾瀬らしい自動車利用社会実験の実施(H23～H25)	H23～H25						
				(新潟県) ・新尾瀬口船着場にバス停車場(2台分)を設置(H24)	H24						
			関係市町村	・魚沼から行く尾瀬ルート(国道352号)の「洗い越し」の解消(H22、H24)	H22、24	・尾瀬御池地区の保全と賢明な利用のための検討会(檜枝岐村) ・片品村尾瀬交通対策連絡協議会(片品村) ・尾瀬交通システム検討委員会(片品村) ・湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会(魚沼市)	関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、沼山口、御池口のあり方について検討を実施	継続実施		
				・尾瀬御池地区の保全と賢明な利用のための検討会を設置し、御池地区の利用のあり方について検討を実施							
				(片品村) ・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、入山口のあり方について検討を実施(片品村)							
				・片品村戸倉地内に駐車場設置 A＝8,000㎡、駐車台数289台、待合所70㎡							
				(南会津町) ・町協議会において田代山・帝釈山を対象とした『環境学習施設』と、猿倉登山口の駐車場等整備方針を検討し、具体化する。(H20～)				(南会津町) ・田代・帝釈山を対象とした『環境学習施設』の充実と、猿倉・川衣登山口駐車場等整備方針の検討	H25		
				(魚沼市) ・地元から見た望ましい交通体系、アプローチについて検討				・帝釈山猿倉登山口トイレ改修			
				・小沢平登山口へのバイオトイレの設置				・田代・帝釈山猿倉登山口待合所等設置検討			
				(新潟県・魚沼市) ・遊覧船の尾瀬口船着き場の手すり設置				(魚沼市) ・新潟県から入る魚沼ルートの交通体系、アプローチについて検討			
								・遊覧船運航に伴う連絡路の安全対策を行う	H25		
				山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・適正な入山口のあり方に向けて、鳩待峠第一駐車場廃止、鳩待峠第二駐車場拡幅工事へ土地所有者として協力	H25年度下期～		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・具体的工事実施に向けて協力	H26～H27年		
				・リーフレットの配布				リーフレットの配布			
			地域住民	(片品村) ・片品村戸倉区 駐車場管理運営(H19より供用開始)		湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会	地域住民				
				(湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会) ・小沢平入口の駐車場、一部登山口の整備				(湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会)・小沢平入口駐車場、一部登山口の整備	毎年度		
			公園利用者								
			NGO/NPO								
			研究者								
			国民・企業								

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み					概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
環境教育とエコツーリズムの推進	未来を担う子供達の受け入れ	未来を担う子供たちの環境教育が更に尾瀬で行われるよう積極的に働きかけていく	環境省	・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトへの協力(H19)	H19						
			その他国	(森林管理署) ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトへの参加(H19) ・地元小学校の尾瀬学習への協力(～H24) ・地元高校への森林教室として、環境省、町等と連携し、田代山登山、歩道修繕作業を実施	H19 ～H24 H25						
			尾瀬保護財団	(文化庁) ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトの尾瀬保護財団への委託(H19) ・子どもを対象とした体験学習について積極的に協力、実施 ・学校等へ講師を派遣し、尾瀬に関する講演の実施 ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトの尾瀬をフィールドにしたプログラム実施 ・群馬県からの委託により、山の鼻VCIに環境教育推進員を配置し、環境学習プログラムの策定等を実施(H19～20) ・群馬県からの委託により、山の鼻VCIに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象に環境学習ミニガイドツアーを実施(H20～) ・群馬県が実施する尾瀬学校のガイドに「尾瀬自然解説ガイド」(尾瀬ボランティア母体)を派遣(H20～) ・尾瀬の隠された魅力、新たな利用方法を利用者に発見してもらうために、「尾瀬を知る」フィールド講座を開催(H22～)	H19～H20 H20～ H20～ H22～	尾瀬保護財団	・現地における団体レクチャーの実施。 ・学校等へ講師を派遣し、尾瀬に関する講演の実施	継続実施 継続実施			
			関係県	(福島県) ・ふくしま子ども自然環境学習推進事業を実施 ・尾瀬子どもサミットの開催 ・環境教育指導者育成のための研修会を尾瀬で開催 ・ちびっ子自然保護レンジャー活動を尾瀬で開催 (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を平成20年度から実施。 ・尾瀬子どもサミットの開催 ・子ども向け冊子「尾瀬ミニブック」を作成・配布 ・移動尾瀬自然教室の開催 ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCIに環境教育推進員を配置し、環境学習プログラムの策定等を実施 ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCIに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象とした環境学習ミニガイドツアーを実施	H23、24 ～H24 H20～22 H22 H20～25 ～H25 ～H25 H19～20 ～H25	・尾瀬環境学推進協議会(檜枝岐村)	(福島県) ・ふくしま子ども自然環境学習推進事業を実施 ・尾瀬子どもサミットの開催	H25 ～H29			
			関係県	(新潟県) ・尾瀬子どもサミットの開催 ・「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムを作成(H21)。教育関係者対象研修ツアーを実施(H22)。「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムパイロット事業を実施し、県内小学校(6校、373名)が尾瀬での自然体験学習を行う(H23)。「魚沼から行く尾瀬」環境推進事業を実施し、県内の小学校(4校、299名)が尾瀬での自然体験学習を行う(H24)。			(新潟県) ・尾瀬子どもサミットの開催 ・「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムを作成(H21)。教育関係者対象研修ツアーを実施(H22)。「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムパイロット事業を実施し、県内小学校(6校、373名)が尾瀬での自然体験学習を行う(H23)。「魚沼から行く尾瀬」環境推進事業を実施し、県内の小学校(4校、299名)が尾瀬での自然体験学習を行う(H24)。				
			関係市町村	(片品村) 片品村内・小中学生の尾瀬学習実施 (魚沼市) ・市内小学5年生全員が尾瀬学習実施 (南会津町) ・子ども達の環境学習と地域間・世代間交流を基本とした受入れを具体化する(H20～) ・町内小学3・4年生の田代山登山の実施 ・田代山環境ミーティング (檜枝岐村) ・全国の小・中学生及び公民館行事等で子どもたちが尾瀬環境学習事業の実施について推進・支援	隔年 H21～H23		関係市町村	(魚沼市) ・市内全校小学5年生を対象に尾瀬環境学習実施 ・東京都文京区全校6年生を対象に尾瀬環境学習実施 ・新潟県内、小中学生の尾瀬学習実施 (南会津町) ・子供達の環境学習と地域間・世代間交流を基本とした受入れを具体化する ・町内小・中学生、親子等の田代・帝釈山登山の実施 (檜枝岐村) ・全国の小・中学生及び公民館行事等で子どもたちが尾瀬環境学習事業の実施について推進・支援	H25～ H25～ 隔年		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) 山小屋での自然解説の実施							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・現地での自然解説、学校等への出前授業を実施 ・グリーンボランティア(ゴミ拾い)を実施 ・「森のともだち」(図書)を発刊 (三井物産) ・H20 東京都千代田区の小学生の森林環境プログラムを実施 ・H24 南会津みどりの東北元気キャンプ(2泊3日、田代山登山を含む)2回開催	H20～ H24～		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施	継続実施予定		
			地域住民								
			公園利用者						ガイド協会		
			NGO・NPO								
			研究者								
			国民・企業	(星組) 尾瀬子どもサミットへの協力							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境教育とエコツーリズムの推進	ガイドの資格認定(登録)制度の創設	優れた資質を持ったガイドを養成するため、ガイドの資格認定(登録)制度を創設し、尾瀬での環境教育やエコツーリズムが効果的に行われるような体制を整備する。	環境省							
			その他国							
			尾瀬保護財団	・認定ガイド研究会を開催、認定ガイドについて検討(H19まで) ・入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を設立。(H20.5)事務局運営を受託。平成21年度から尾瀬自然ガイドを認定。平成22年度からは尾瀬登山ガイドを認定		・尾瀬ガイド協会(事務局運営受託)	尾瀬保護財団	・尾瀬ガイド協会から事務局運営業務を受託。尾瀬自然ガイド及び登山ガイド試験、更新講習等を実施する。	継続実施予定	
			関係県	(福島県) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。	～H24		関係県	(福島県) ・尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。	～H29	
			関係市町村	(魚沼市・片品村・檜枝岐村・南会津町) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。			関係市町村	(南会津町) 尾瀬ガイド協会との連携強化、地元ガイドの育成促進。		
			山小屋等事業者							
			土地所有者							
			地域住民	(尾瀬ガイド協会) 入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を設立。平成21年度から尾瀬自然ガイド、H22年度から登山ガイドを認定		・尾瀬ガイド協会	ガイド協会			
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
環境教育とエコツーリズムの推進	ガイド利用の促進	ガイド付きのエコツアーの実施を促進するなどして、ガイドにより自然体験の質が高まることを積極的にPRする	環境省	・尾瀬沼VC、見晴休憩所等の施設の一定の利用を供与 ・利用適正化事業により、旅行者に対し、ガイド利用の促進の働きかけを実施(H20)。 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針の検討の中で、ガイドの活用・求められる役割・育成などについて整理。	適時 H20 H20		環境省	・尾瀬沼VC、見晴休憩所等の施設の一定の利用を供与	適時	■尾瀬で学ぶ機会の創出 子どもだけでなく、あらゆる世代が、尾瀬をフィールドとして環境について学ぶ機会を積極的に創出する。 ■地域の持続的振興 地域の持続的振興を図るため、周辺地域の多様な資源を活用したエコツーリズムを実施する。
			その他国							
			尾瀬保護財団	・ガイド利用の魅力、有用性と利用啓発のため、尾瀬自然解説ガイド活動を実施 ・ガイド技術の向上を図るため、技術研修会を実施 ・ガイドネットワークに属しているガイド団体間の情報共有、及び技術向上を図る ・HPや出版物を通じて、ガイド利用のメリットをPR ・尾瀬ガイドパス(現地・東京会場等)を開催し、旅行会社等にガイド付きエコツアーなどの魅力についてPR		・尾瀬ガイドネットワーク(H15～23)	尾瀬保護財団	・地元自治体やガイド団体等と協力のうえ、現地のガイドパスを開催して、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。	継続実施	
			関係県	(福島県) ・尾瀬において尾瀬認定ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小中学生に対し助成を行う「ふくしま子ども自然環境学習事業」を行い、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図った。 ・ちびっこ自然保護レンジャー事業で、尾瀬認定ガイドを活用。 (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施 ・山の鼻ビジターセンター等施設の利用を供与 ・尾瀬エコツーリズム推進連絡会議を開催し、関係者による情報交換を行った(H18～19) (新潟県) ・「魚沼から行く尾瀬」環境学習推進事業等により、県内の小学校が尾瀬で自然体験学習を行う際に、尾瀬認定ガイドを活用(H23～)	H23、24 H22	・尾瀬環境学習推進協議会(檜枝岐村) ・尾瀬エコツーリズム推進連絡会議(H18～19)	関係県	(福島県) ・尾瀬において尾瀬認定ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小中学生に対し助成を行う「ふくしま子ども自然環境学習事業」を行い、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図っていく。 (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施 ・山の鼻ビジターセンター等施設の利用を供与 (新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。	H26 継続実施 継続実施	
			関係市町村	(南会津町) ・地元ガイドの育成・発掘 (H20～) (片品村) ・ガイド協会の支援継続			関係市町村	(南会津町) ・尾瀬ガイド・地元ガイドの啓発・活用促進 (檜枝岐村) ・尾瀬ガイド・地元ガイドの啓発・活用促進		
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・東京電力環境保全スタッフによるガイド活動を実施 (ガイド団体等)				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			地域住民	入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を設立。(H20.5)平成21年度から尾瀬自然ガイドを認定		・尾瀬ガイド協会	ガイド協会			
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業	(ガイド事業者) ・ガイド活動を実施						

尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況把握表

第11回尾瀬国立公園協議会 資料1 ⑧関係者間の役割分担

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
関係者間の役割分担	役割分担の合意形成	国・自治体・NPO・関係団体等との新たな役割分担について合意形成を行う	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省	・尾瀬国立公園協議会の運営を継続	継続実施	■施設の効率的な整備・管理方法の検討 木道などの施設に関し、尾瀬内での効率的な整備・管理の方法について、関係者間で検討する。
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、関係者の役割分担について検討。 ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、関係者の取り組みを共有化	H22～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団) ・尾瀬国立公園関係者連絡会議(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・環境省より尾瀬国立公園協議会の運営を受託のうえ、関係者間の役割分担の調整を図る。	継続実施	
			関係県	(福島県) ・「尾瀬国立公園福島県地域協議会」を設置し、関係者の取り組み情報を共有化(H23/2/8休止)	H20～22	・尾瀬国立公園福島県地域協議会(福島県)	関係県			
			関係市町村	(南会津町) ・地域住民・山林所有者・隣接自治体等を含めた町協議会を設立し、財団や尾瀬国立公園協議会等組織との情報伝達を密にする。(H20～)			関係市町村	(南会津町) ・地域住民・山林所有者・隣接自治体等を含めた町協議会と、財団や尾瀬国立公園協議会等組織との情報伝達		
			山小屋等事業者							
			土地所有者							
			地域住民							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	地域との協働体制の構築	地域の積極的な参加を促し、地域との協働体制を構築する	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	環境省	・尾瀬国立公園協議会の運営を継続		
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、地域との協働体制の構築について検討中 ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、関係者の取り組みを共有化		・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団) ・尾瀬国立公園関係者連絡会議(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	環境省より尾瀬国立公園協議会の運営を受託のうえ、関係者間の役割分担の調整を図る。	継続実施	
			関係県	(福島県) ・子ども自然環境学習推進事業を、地元関係者による協議会(尾瀬環境学習推進協議会：県、地元町村、観光協会、ガイド協会)で実施	H23、24	・尾瀬環境学習推進協議会(檜枝岐村)	関係県	(福島県) ・子ども自然環境学習推進事業を、地元関係者による協議会(尾瀬環境学習推進協議会：県、地元町村、観光協会、ガイド協会)で実施	H25	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・尾瀬の清掃活動に対し、観光事業者からの出資を要請 (片品村) ・尾瀬における事業において婦人会等を活用 (南会津町) ・ボランティア活動等に対し、地元各組織への確かな情報を発信し積極的な参画を要請する。(H20～)			関係市町村	(片品村) ・尾瀬における事業において婦人会等を活用 (南会津町) ・地元各組織の会合・イベント事業等への積極的な参画を要請する。	継続実施 H25～	
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・片品村戸倉区との協働を図る						
			土地所有者							
			地域住民							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5 年以内)に取り 組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織 (事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
関係者間の 総合調整	情報共有と 意見交換の 推進	関係者が公園 管理の課題に ついて情報を共 有し、意見交 換・総合調整す る場を設定す る。	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19		環境省	・尾瀬国立公園協議会の運営を継続	継続実施	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、担当者レベルで意見交換等を実施 ・尾瀬サミットを開催し、各主体のトップレベルの意見交換等を実施 ・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、情報共有・意見交換・総合調整を実施	H22～		尾瀬保護財団	・尾瀬サミットを開催し、各主体のトップレベルの意見交換等を実施。 ・環境省より尾瀬国立公園協議会の運営を受託のうえ、情報共有・意見交換・総合調整を図る。	継続実施予定 継続実施	
			関係県							
			関係市町村	(南会津町) ・尾瀬サミット・尾瀬国立公園協議会・尾瀬ガイド協議会等での意見交換			関係市町村	(南会津町) ・尾瀬サミット・尾瀬国立公園協議会・尾瀬ガイド協議会等 情報の関係団体との共有強化	H25～	
			山小屋等事業者							
			土地所有者							
			地域住民							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
安全対策	傷病・遭難対策の体制整備	地域内に医療機関がないこと、地域内に車輦の乗り入れができないこと、中高年の利用が多いことなど、尾瀬地域が持つ特殊性を考慮し、地域ごとにまちまちになっている傷病・遭難対策の体制を統一的に整備するとともに、関係者や利用者に周知する	環境省	・防災ヘリ等の着陸が可能な管理ヤード等の設置・管理 ・ドクターヘリが尾瀬沼へ着陸可能条件の整備(H21)	H21見晴地区 H16尾瀬沼地区 H21		環境省	・防災ヘリ等の着陸が可能な管理ヤード等の設置・管理 ・ドクターヘリが尾瀬沼へ着陸可能条件の整備	継続実施 継続実施	■医療体制の検討 安心・安全に尾瀬を利用できるようにするため、尾瀬での救助体制のあり方について検討する。
			その他国	・ビジターセンター職員の遭難救助への協力	H8～			・ビジターセンター職員の遭難救助への協力	継続実施	
			尾瀬保護財団	・平成8年～主にビジターセンターが関わった傷病事故の統計を作成・公表 ・山ノ鼻地区の傷病事故体制整理に協力	H8～ H8～			・平成8年～主にビジターセンターが関わった傷病事故の統計を作成・公表 ・山ノ鼻地区の傷病事故体制整理に協力	継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・ドクターヘリの運航 (群馬県) ・片品村遭難対策救助隊に残雪期赤布設置及びロープ張りを委託 ・片品村、利根沼田広域消防、尾瀬保護財団、山小屋等と連携し、山ノ鼻地区傷病対応体制を確認	～H24 ～H25		関係県	(福島県) ・ドクターヘリの運航 (群馬県) ・片品村遭難対策救助隊に残雪期赤布設置及びロープ張りを委託	～H29 ～H29	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策救助隊を組織 (片品村) ・片品村遭難対策救助隊を組織 ・登山届け管理 ・至仏山残雪期誘導柵の設置、管理 ・各ルートの赤布設置 ・ニゴリ沢刈払い ・群馬県警・広域消防との連携		・檜枝岐村遭難対策救助隊(檜枝岐村) ・片品村遭難対策救助隊(片品村)	関係市町村	(檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策救助隊による遭難等の防止対策を行う。 (南会津町) ・町、警察署、広域消防署等との連携強化 ・田代・帝釈山周辺登山ルート等適正な案内誘導板増設 ・田代・帝釈山自然保護巡視員の増員	継続実施 H25～	
			山小屋等事業者	(山小屋事業者) ・遭難救助への協力			山小屋等事業者			
			土地所有者							
			地域住民	(檜枝岐村民・片品村民) ・遭難対策救助隊を編成、遭難予防対策及び遭難救助の実施						
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	危険箇所への補修・点検	上記のような特殊性を持つ尾瀬での事故を未然に防止するため、老朽化して滑りやすくなった木道等の点検・補修、枯損木の処理等の適切な対応を実施する	環境省	・グリーンワーカー事業により登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・職員による巡視による歩道管理・木道等補修の実施	～H24 ～H24		環境省 (施設管理者)	・直轄歩道の巡視及び適切な管理を実施		
			その他国							
			尾瀬保護財団	・群馬県から歩道の簡易的な補修を受託 ・職員の巡視による危険箇所の把握及び管理者への伝達	H8～ H8～			・群馬県から歩道の簡易的な補修を受託 ・職員の巡視による危険箇所の把握及び管理者への伝達	継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・福島県自然公園清掃協議会へ負担金を支出し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・関係機関の職員(環境省、県、檜枝岐村、林野庁等)による登山道の点検と危険箇所、修繕等必要箇所の確認作業の実施(檜枝岐村の提案) (群馬県) ・山の鼻VC管理業務の一環として、群馬県施行歩道の簡易補修を尾瀬保護財団に委託 ・尾瀬沼周辺の群馬県管理歩道について、危険箇所の点検、木道補修及び支障木の処理等の応急措置を東京パワーテクノロジー(株)に委託 ・関係者と連携して、危険木の調査及び処理を実施	～H24 H23、24 ～H25 ～H25 ～H25		関係県 (施設管理者)	(福島県) ・福島県自然公園清掃協議会へ負担金を支出し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・関係機関の職員(環境省、県、檜枝岐村、林野庁等)による登山道の点検と危険箇所、修繕等必要箇所の確認作業の実施 (群馬県) ・山の鼻VC管理委託として、群馬県施行歩道の簡易補修を尾瀬保護財団に委託 ・尾瀬沼周辺の群馬県管理歩道について、危険箇所の点検、木道補修及び支障木の処理等の応急措置を委託 ・関係者と連携して、危険木の調査及び処理を実施	～H29 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・施行箇所を管理 ・福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部を運営し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 (片品村) ・群馬県尾瀬美化愛護協会を運営し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・片品村遭難対策救助隊の業務継続 (南会津町) ・頻度の高い巡視活動を実施し、環境省等の指導の下、対応する			関係市町村	(檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策救助隊による遭難等の防止対策を行う。 (南会津町) ・田代・帝釈山自然保護巡視員の増員 ・頻度高い巡視活動の点検実施、環境省連携による補修対応		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・東京電力から歩道管理を受託				(東京パワーテクノロジー(株)) ・東京電力から歩道管理を受託		
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・東京パワーテクノロジーに歩道の管理を委託(木道上の危険箇所等の点検・補修、枯損枝・枯損木の現状把握、処理)			東京電力(株) (施設管理者)	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)の取り組みを継続実施		
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
企業・団体や国民一般からのサポート体制	サポートを受ける仕組みづくり	尾瀬に対する様々なサポートを広く企業・団体や国民一般に呼びかけるための仕組みをつくる	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)				
			その他国							
			尾瀬保護財団	・企業等を訪問し、財団運営へのサポートを呼びかける ・HP、出版物等で財団への寄付を呼びかける ・「尾瀬フォーラムの開催」(H11～22)「NHKわたしの尾瀬写真展」の継続開催 ・シカ対策に供した特定寄付の設置	H19～ H19～ H11～ H25～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・寄付者への特典充実を図る。企業等訪問・HP・出版物等を通じて寄付を広く呼びかける。 ・財団HPへの掲載のほか、イベント等により寄付を呼びかける。 ・「NHKわたしの尾瀬」写真展にて、財団の活動状況を説明する機会を設け、来場者に寄付を呼びかける。	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・県HP及び文書で尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ	H24		関係県	(福島県) ・県HP及び文書で尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ	要請に応じ継続対応	
			関係市町村	(南会津町) ・田代・帝釈山猿倉登山口トイレの利用者寄付として料金箱・啓発板設置 ・土地所有者関連事業との連携	H24(9～11月)		関係市町村	(新潟県) ・県HPで尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ、県記者クラブへの棚入れ ・田代山頂・猿倉登山口トイレ利用者寄付として料金箱・啓発板設置 ・土地所有者事業の活用 ・NP O 展開事業との情報交換	要請に応じ継続対応 毎年(5月～11月)	
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・グリーンボランティアなどの催行				平成23年度から中止		
			土地所有者	(東京電力) ・グリーンボランティアなどの催行				平成23年度から中止		
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
	サポート側と地域との交流の場の設定	サポートを定着させ、さらにその輪を広げていくため、サポート側と地域との交流を図る機会を設ける	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置(H19～)	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)				
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より、「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、サポーターと地域との交流について検討。 ・尾瀬の魅力を広くPRするため、「尾瀬フォーラム」を開催。また、一般から募集した尾瀬の風景等の写真を紹介する「わたしの尾瀬写真展」を各地で開催(NHK共催) ・サポート側企業へ尾瀬に関心を持ってもらうための事業を検討	H22～ H11～	・尾瀬国立公園協議会(環境省・尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・環境省より尾瀬国立公園協議会の運営を受託のうえ、サポーターと地域との交流について検討する。 ・「NHKわたしの尾瀬フォトコンテスト」を活用して、応募者や来場者との交流を図る。 ・サポート側企業のニーズを汲み取り、現地での活動(団体レクチャー・ボランティア活動等)を計画のうえ実施する。	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係県							
			関係市町村	(南会津町) ・町開催事業の情報提供、参加協力要請 ・土地所有者事業との連携			関係市町村	(南会津町) ・町開催事業の情報提供、参加協力要請 ・土地所有者・NP O 団体等計画事業の地元団体等との共同開催		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・グリーンボランティアなどの催行				平成23年度から中止		
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・関係市町村等との連携				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで(～H25年度まで)取り組みを継続実施		
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H25年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H30年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内) に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
尾瀬保護財団の充実	人材育成	尾瀬を取り巻く課題に対応できる人材を財団内に育成する。	環境省							
			その他国							
			尾瀬保護財団	・財団プロパー職員1名(退職により現在1名) ・嘱託4名 ・群馬県派遣職員3名 ・福島県派遣職員1名 ・東京パワーテクノロジー派遣職員1名			尾瀬保護財団(理事・評議員)	職員の研修体制の充実を図る ・財団プロパー職員3名(H26に2名採用) ・他は同左(予定)		
			関係県	(福島県) ・職員を1名派遣 (群馬県) ・職員1名を財団職員として兼務させるとともに、職員を3名派遣 (南会津町) ・環境学習講座等への田代・帝釈山自然保護巡視員・尾瀬ガイド等の参加協力	～H24 H7～H24			(福島県) ・職員1名を派遣 (群馬県) ・職員を財団職員として兼務させる。また、職員数名を派遣する (南会津町) ・田代・帝釈山自然保護巡視員の計画的増員 ・環境省・財団等関連事業への参加	～H29 継続実施 H25(6～11月)	
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・職員を1名派遣						
			地域住民							
			公園利用者	友の会への入会						
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業	友の会への入会						
	財団「友の会」等の充実強化	財団に対する支援組織である「友の会」や尾瀬ボランティアの活動の充実を図る	環境省							
			その他国							
			尾瀬保護財団	・HPから「友の会」入会申込書のダウンロードに対応 ・「友の会」会員へのメールマガジン ・尾瀬ボランティア会員数311人(H25.2末現在) ・「友の会」会員期間について、年度制(4/1～3/31)から年間制(加入又は更新から1年間)への変更を行い、加入促進を図っている(H21～)	H21～		尾瀬保護財団(理事・評議員)	・会員期間更新時期の集約化 制度を一部変更。(加入・更新時期を年4回とし、会員特典を拡大する。) ・会員への特典の充実を図り、新規会員の加入促進を図る	H26～ 継続実施	
			関係県	(群馬県) 友の会に関するPR、広報(県HP・報道提供等) (新潟県) 友の会に関するPR、広報 (福島県) 友の会に関するPR、広報	～H25 ～H24			(群馬県) 友の会に関するPR、広報(県HP・報道提供等) (福島県) 友の会に関するPR、広報 (南会津町) ・友の会制度資料等提示、啓発事業協力	継続実施 ～H29 H25～	
			関係市町村	(片品村・南会津町) 友の会制度啓発への協力						
			山小屋等事業者	友の会制度への協力				友の会制度への協力		
			土地所有者							
			地域住民							
			公園利用者	友の会への入会						
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業	友の会への入会						

資料 2：尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等（H26.3.5現在）

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果	尾瀬ビジョン課題									
							生態系の	野生動物	環境保全	適正利用	施設整備	環境教育	役割分担	総合調整	安全対策	サポート
尾瀬国立公園協議会	環境省	事務局 環境省 委託先（H25年） （公財）尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 群馬県立女子大学 名誉教授 斉藤 晋	環境省、関東森林管理局、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、檜枝岐村、片品村、魚沼市、日光市、南会津町、自然環境団体、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、観光協会、三井物産、野鳥の会、山小屋組合（30名）	・年1～2回開催 ・H18に策定された「尾瀬ビジョン」に沿って、尾瀬の諸課題への対応を検討 ・H19環境省策定の「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」に沿って、多様な参画による国立公園の運営体制構築を目指していく	・尾瀬ビジョンの各項目の進捗状況の把握、本協議会が中心となって議論を進める項目の選定等を行った。	○			○			○			○
尾瀬国立公園快適利用の促進（利用分散等）に関する小委員会	環境省	関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11-2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517		環境省、福島県、群馬県、新潟県、檜枝岐村、片品村、尾瀬保護財団、日本自然保護協会、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、山小屋組合、戸倉区（区長、尾瀬対策委員長）（13名）	・適宜開催 ・当面、尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用を促進するための各種方策について、情報共有と議論を行う。	・尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用の促進に向けた目標と課題及び対策を整理した。				○						
福島県尾瀬保護指導委員会	福島県	福島県生活環境部自然保護課 福島市杉妻町2-16 TEL024-521-7251 FAX024-521-7928	会長 福島大学教授 木村吉幸	福島大学教授・木村吉幸、元東北大学助手・内藤俊彦、前県立川口高校校長・神谷仁、独立行政法人国立環境研究所室長・野原精一、福島大学教授・木村勝彦、県立大沼高校教諭・菅原宏理、福島大学准教授・黒沢高秀（7名）	・年1～2回開催 ・尾瀬の保護増殖に関する基本的事項、荒廃湿原における植生復元の技術に関すること、その他保護増殖に関することについて検討し、指導を行う	・昭和44年度から調査研究の成果を報告書にまとめ発行している。	○		○							
尾瀬保護専門委員会	群馬県	群馬県尾瀬保全推進室 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421	会長 齋藤 晋	県立高校教諭、その他研究者（12名）	・年1回程度開催。 ・尾瀬の貴重な自然環境の保護及び回復のため、指導助言、調査研究を行う。	・昭和52年度から毎年度、調査研究の成果を報告書にまとめ発行している。	○		○							
尾瀬国立公園シカ対策協議会	環境省	事務局 環境省片品自然保護官事務所 片品村大字鎌田4010 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150	議長 関東地方環境事務所長	環境省、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、檜枝岐村片品村、魚沼市、南会津町、日光市、関東森林管理局、、東京電力、山小屋組合、尾瀬保護財団（14名）	・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱等の問題に関し、特に行政が主体となって実施している対策について情報共有を行う	・平成12年度より年1回 開催しており、各機関の対策について情報交換及び連携調整を図っている。 ・平成20年度に新たな「尾瀬国立公園シカ管理方針」を策定		○								
尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議	環境省	事務局 環境省片品自然保護官事務所 片品村大字鎌田4010 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150	議長 関東地方環境事務所長	尾瀬保護専門員宇都宮大学名誉教授・谷本丈夫、尾瀬保護指導委員・内藤俊彦、福島大学教授・木村吉幸、宇都宮大学教授・小金沢正昭、自然環境研究センター主幹・常田邦彦、日本自然保護協会・辻村千尋（6名）	・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱等の問題に関し特に科学的知見から、各種データを元に実効的な対策を検討する	・平成12年度より年1回開催しており、尾瀬シカ関係のモニタリング結果や対策の状況等についての意見交換や今後の対策実施に向けた検討を行っている。		○								
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会	尾瀬保護財団	事務局 （公財）尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、福島県、群馬県、新潟県、魚沼市、檜枝岐村、片品村、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、尾瀬山小屋組合、各猟友会、対策員、財	・適宜開催 ・ツキノワグマ出没対応マニュアルの運用・改訂 ・ツキノワグマ対策員の任命	・前身の尾瀬国立公園ツキノワグマ対策会議でツキノワグマ保護管理マニュアルを作成		○								

資料 2：尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等（H26.3.5現在）

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果	尾瀬ビジョン課題									
							生態系の	野生動物	環境保全	適正利用	施設整備	環境教育	役割分担	総合調整	安全対策	サポート
山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、群馬県、片品村、東京電力、 東京パワーテクノロジー(株) 、尾瀬山小屋組合、尾瀬ロッジ、山の鼻小屋、財団(9名)	・適宜開催 ・山の鼻地区でのツキノワグマ対策の検討・実施	・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った		○								
ヨシツ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、林野庁、群馬県、新潟県、魚沼市、片品村、東京電力、 東京パワーテクノロジー(株) 、尾瀬山小屋組合、各猟友会、財団(11名)	・適宜開催 ・ヨシツ堀田代地区でのツキノワグマ対策の検討・実施	・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った。		○								
特殊植物等保全事業検討委員会	環境省	委託先(H24年) (株)グリーンシグマ新潟市西区坂井700-1 TEL 025-211-0010 FAX 025-269-1134	委員長 檜村利道	検討委員 学識経験者6名 土木系技師1名 尾瀬関係者 檜枝岐自然保護官	・人為等により荒廃した湿原植生を回復させることを目的とした特殊植物等保全事業について、事業結果をモニタリング評価しながら、適切な施行方法について検討し、効果的な施行方法等について事業実施者	・植生復元のため、熊沢田代で採取した種子の播種を実施。播種した種子が土壌に定着するなどの成果が見られる。			○							
至仏山保全対策会議	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 横浜国大院教授 加藤峰夫	環境省、群馬県、片品村、みなかみ町、東京電力、 東京パワーテクノロジー(株) 、戸倉区、遭難救助隊、日本自然保護協会、山小屋組合、ガイド協会、財団(16名)	・「至仏山保全基本計画」を実施に移すための検討会議。	・植生保護、登山者の安全のため、残雪期の登山道閉鎖、東面登山道の上り専用化などを実現。			○							
至仏山環境調査専門委員会	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 東京学芸大学教授 小泉武栄	学識経験者、環境省、群馬県、東京電力、日本自然保護協会(9名)		・「至仏山保全基本計画」で登山道の付け替えが検討されている区間を対象に、現登山道の継続利用と迂回ルート候補地の環境負荷に関する科学的調査を企画・実施し、登山道のあり方について総合的な評価			○							
福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会	檜枝岐村	事務局 檜枝岐村総務課 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2500 FAX 0241-75-2460	会長福島県南会津地方振興局長	環境省、 会津森林管理署南会津支署 、福島県、新潟県、檜枝岐村、魚沼市、会津乗合、檜枝岐村旅館組合、檜枝岐村民宿組合、山小屋組合、財団、南会津ハイヤー営業会、檜枝岐村商工会(16名)	・福島県側における自動車の適正利用について、関係者間で連絡調整を行い規制内容等を決定 ・平成20年度以降は、平成19年度と同様の交通システムを継続、状況変化等がない限り、開催なし	・平成19年、御池にバスターミナルが設置され、全面交通規制に、交通システムが大幅に変更されたが、特に混乱も無く、利用されている。				○	○					
片品村尾瀬交通対策連絡協議会	片品村、みなかみ町、関越交通、エコトランスファー、財団、戸倉区、P&C尾瀬	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 片品村長 千明 金造	片品村、みなかみ町、 東京パワーテクノロジー(株) 、環境省、関東運輸局、群馬県、財団、沼田土木事務所、沼田警察署、尾瀬保護協会、片品村交通指導隊、地元村議会議員、戸倉区長、尾瀬対策委員長、戸倉旅館組合長、P&C尾瀬、JR沼田駅長、関越交通、エコトランスファー組合(24名)	・年2回開催。 ・システム検討委員会必要に応じて開催。 ・尾瀬国立公園の自然環境を保全し利用の快適性と安全確保を図るため、自動車による利用と適正化を達成することを目的とする。	・混雑時における津奈木ー鳩待峠間マイカー規制を行い、路上駐車を無くし、利用者の安全と併せて環境保護のため乗合バスなどの運行により、排出ガスの削減も行っている。				○	○					

資料 2：尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等（H26.3.5現在）

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果	尾瀬ビジョン課題									
							生態系	野生動物	環境保全	適正利用	施設整備	環境教育	役割分担	総合調整	安全対策	サポート
湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会	会員負担金、県補助金基金、市補助金	魚沼市商工観光課観光振興室 魚沼市大沢213-1 TEL025-792-9754 FAX025-793-1016	会長 星 雅彦	奥只見旅館飲食店組合、銀山平キャンプ場組合、栃尾又温泉旅館組合、大湯温泉旅館組合、折立地区温泉組合、おりたて振興組合、魚沼市、新潟県魚沼地域振興局、魚沼市観光協会、NPO魚沼交流ネットワーク（約30名）	・委員会を適宜開催。 ・月1回程度の全体会、月2回程度の部会別会議。 ・4部会（PR・景観、体験交流、再発見、食彩）、活用推進委員会を設置。 ・「魚沼から行く尾瀬」を基幹戦略として活性化対策を検討し、情報発信、ツアー等を企画。	・道路標識の整備 ・尾瀬にちなんだツアーを企画。 ・ビューポイントの検討。 ・尾瀬マップの充実。 ・ネイチャーガイドの充実。 ・小沢平の整備 ・郷土食を取り入れた「尾瀬弁当」の開発、販売。				○	○					
奥只見・尾瀬ルート懇談会	魚沼市観光協会	魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200	観光協会長 三友泰彦	新潟県、JR、関係交通機関、地区旅館組合、魚沼市、観光協会（20名）	・年2回程度開催 ・関係機関で情報の交換・次年度の対応について協議検討する。	・バス早朝便の増、夜行を小出駅に臨時停車し、タクシーでつなぐなど奥只見からの新ルートを開拓した。				○						
尾瀬ガイド協会	認定ガイド年会費等で自主運営	受託先 事務局 （公財）尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	会長 塩田政一	3県、1市1町2村、観光協会、ガイド団体、財団（19名）	・尾瀬の環境教育とエコツーリズム推進のための事業運営 ・尾瀬認定ガイドについての事業運営。	・21年度から尾瀬自然ガイド認定を開始。 ・22年度から尾瀬登山ガイド認定を開始。						○				
尾瀬国立公園関係者連絡会議	尾瀬保護財団	（公財）尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	（尾瀬保護財団）	環境省、会津森林管理署南会津支署、3県、1市1町2村、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、山小屋組合、財団	・尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため開催。	・尾瀬における様々な課題について、意見交換を実施。							○			
片品村遭難対策救助隊	片品村	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	隊長 片品村長 千明 金造	隊長1名・顧問1名 尾瀬・白根・武尊班各5名	・年2回開催。 ・役員会を必要に応じて開催。 ・片品村区域内及び関係区域に発生する遭難の防止及び救助を目的とする。	・道標付け、登山道の整備を行うほか、遭難捜索・救助などで貢献している。									○	
檜枝岐村遭難対策救助隊	檜枝岐村	檜枝岐村役場 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460	隊長 檜枝岐村消防団長 星 清夫	猟友会（7名） 檜枝岐村消防団（4名） ガイド団体（2名） 山小屋関係者（4名） 檜枝岐村役場（2名）	・救助活動、捜索活動 ・年1回役員会開催 ・登山道危険箇所チェック ・冬山入山注意喚起・啓発	・主要登山道の巡視 ・救助・搬送活動 ・行方不明者の捜索									○	
尾瀬沼地区運営協議会	檜枝岐村、長蔵小屋、尾瀬沼山荘、トイレ協力金、キャンプ場収入	事務局 環境省 檜枝岐自然保護官 檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301	会長 檜枝岐村長 星 光祥	環境省、福島県、檜枝岐村、東京パワーテクノロジー(株)、長蔵小屋、尾瀬沼ヒュッテ、尾瀬沼山荘（7名）	・尾瀬沼地区を中心とした自然環境の保全と快適かつ適正な国立公園利用を推進する。	・トイレや排水を中心とした汚物・汚水処理を効率的に行い快適な公園利用に役立っている。			○							
尾瀬温泉地区運営協議会	檜枝岐村負担金、民間施設負担金、トイレ協力金	檜枝岐村役場 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460	会長 檜枝岐村長 星 光祥	福島県、檜枝岐村、東京パワーテクノロジー(株)、温泉小屋、尾瀬ヶ原温泉休憩所、福島県南会津地方振興局、環境	・定期総会、年1回。臨時総会を必要に応じて行う。 ・温泉地区の公衆トイレの管理運営	・多くの登山客が公衆トイレを利用しているが、定期的に清掃し、清潔に保たれている。			○							
尾瀬見晴地区運営協議会	檜枝岐村 見晴地区山小屋 トイレ協力金 キャンプ場収入	事務局 環境省 檜枝岐自然保護官 檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301 FAX 0241-75-7302	会長 檜枝岐村長 星 光祥	環境省、福島県、檜枝岐村、長蔵小屋、尾瀬小屋、原の小屋、燧小屋、桧枝岐小屋、弥四郎小屋（9名）	・定期総会を年1回開催。必要に応じて臨時総会を開催 ・見晴地区を中心とした自然環境の保全と快適かつ適正な国立公園利用を推進する	・トイレや排水を中心とした汚物・汚水処理を効率的に行い快適な公園利用に役立っている。			○							
尾瀬美化愛護協会	片品村、群馬県、環境省、7協会員	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 片品村長 千明 金造	片品村 東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所、群馬県側の各山小屋（11名）	・年1回開催。・役員会を必要に応じて開催。 ・尾瀬の自然を保護すると共にその美化を図ることを目的とする。	・ゴミ持帰りPR・入山者指導。・各コースの歩道木道の巡視点検。・清掃活動。・山荘周辺の環境整備			○							
尾瀬保護協会	山小屋組合、片品村	事務局 東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所 片品村戸倉761 TEL 0278-58-7312 FAX 0278-58-7636	会長 関根 進	群馬県側の各山小屋（7名）	・尾瀬の自然環境保全に力をつくすことを第一義とし、併せて尾瀬探勝者に自然との共生について理解と協力を求めていくことを目的とする	・山小屋関係者が入下山時にゴミ拾いなどを定期的に行い、環境整備時の一助を担っている。			○							

資料2：尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H26.3.5現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果	尾瀬ビジョン課題									
							生態系の	野生動物	環境保全	適正利用	施設整備	環境教育	役割分担	総合調整	安全対策	サポート
片品村戸倉区	戸倉区	(1年任期のため毎年変わります)	代表 戸倉区長	戸倉区役員 (15名程度)	・随時 ・戸倉区独自の「快適利用の推進」「尾瀬入山までのアプローチの検討」として富士見口、大清水口の利用推進案を検討	・現在、尾瀬交通対策連絡協議会へ提出する案を作成。				○						
富士見下～富士見峠間の身体障害者等の利用のあり方検討委員会	片品村	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 関根 進 (尾瀬山小屋組合)	18団体代表者	尾瀬ビジョンの基本理念に沿い、身障者等にも尾瀬の壮大な自然を堪能してもらう事を目的とし、調査・検討を行う。	H23年度から利用開始し、全ての参加者(身障者等)から「満足」のいく内容との声をいただいた。一方、木道の幅、傾斜の問題等身障者等に配慮した整備を望む声も				○						
田代山帝釈山管理検討会	南会津町	南会津町環境水道課 田島字後原甲3531-1 TEL 0241-62-6140 FAX 0241-62-1288	委員長 福島大学名誉教授 檜村利道	有識者、山林所有者、地元団体、環境省、福島県、栃木県、檜枝岐村、南会津町、日光市(19名)	・適宜開催	・「田代山帝釈山管理方針」を策定。				○						
「魚沼から行く尾瀬」環境学習推進協議会	魚沼市 (社)魚沼市観光協会 新潟県魚沼地域振興局	(社)魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200	魚沼市商工観光課長 青木 進	新潟県(魚沼地域振興局)魚沼市(社)魚沼市観光協会	・尾瀬環境学習プログラムを活用して小中学校の自然体験学習の活動支援 ・交流人口拡大による地域の活性化に資することを目的とする。	ガイドバンクを設立し、体験学習に必要なガイドを派遣し、環境学習の充実に寄与している。					○					
群馬県尾瀬地域生物多様性協議会	群馬県他・環境省他	群馬県自然環境課前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421	会長 下田 明英(群馬県自然環境課長)	群馬県、片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団	尾瀬におけるニホンジカの個体数調整	25年度捕獲実績 148頭		○								
南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会	福島県 国交付金 構成員からの負担金又は補助金	事務局 福島県南会津地方振興局県民環境部 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-2061 FAX 0241-62-5209	会長 福島県 南会津地方振興局県民環境部長	福島県、檜枝岐村、南会津町、(社)福島県猟友会 南会津支部檜枝岐分会、尾瀬檜枝岐温泉観光協会、(公財)尾瀬保護財団、尾瀬山小屋組合	・有害(予察)捕獲の実施 ・湿原植生の保護	・尾瀬国立公園の周辺地域における有害捕獲等の実施 ・大江湿原におけるニッコウキスゲ食害防止対策(夜間見回り)の実施		○								

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H25.3.18現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬国立公園シカ対策協議会	環境省	事務局 環境省片品自然保護官事務所 片品村大字鎌田4010 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150	議長 関東地方環境事務所長	環境省、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、檜枝岐村片品村、魚沼市、南会津町、日光市、会津森林管理署南会津支署、東京電力、山小屋組合、尾瀬保護財団(14名)	・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱等の問題に関し、特に行政が主体となって実施している対策について情報共有を行う	・平成12年度より年1回開催しており、各機関の対策について情報交換及び連携調整を図っている。 ・平成20年度に新たな「尾瀬国立公園シカ管理
尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議	環境省	事務局 環境省片品自然保護官事務所 片品村大字鎌田4010 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150	議長 関東地方環境事務所長	尾瀬保護専門員宇都宮大学名誉教授・谷本丈夫、尾瀬保護指導委員・内藤俊彦、福島大学教授・木村吉幸、宇都宮大学教授・小金沢正昭、自然環境研究センター主幹・常田邦彦、日本自然保護協会・辻村千尋(6	・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱等の問題に関し特に科学的知見から、各種データを元に実効的な対策を検討する	・平成12年度より年1回開催しており、尾瀬シカ関係のモニタリング結果や対策の状況等についての意見交換や今後の対策実施に向けた検討を行っている。
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会	尾瀬保護財団	事務局 (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、福島県、群馬県、新潟県、魚沼市、檜枝岐村、片品村、東京電力、尾瀬林業、尾瀬山小屋組合、各猟友会、対策員、財団(23名)	・適宜開催 ・ツキノワグマ出没対応マニュアルの運用・改訂 ・ツキノワグマ対策員の任命	・前身の尾瀬国立公園ツキノワグマ対策会議でツキノワグマ保護管理マニュアルを作成
山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議	尾瀬保護財団	事務局 (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、群馬県、片品村、東京電力、尾瀬林業、尾瀬山小屋組合、尾瀬ロッジ、山の鼻小屋、財団(9名)	・適宜開催 ・山の鼻地区でのツキノワグマ対策の検討・実施	・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った
ヨシツ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議	尾瀬保護財団	事務局 (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、林野庁、群馬県、新潟県、魚沼市、片品村、東京電力、尾瀬林業、尾瀬山小屋組合、各猟友会、財団(11名)	・適宜開催 ・ヨシツ堀田代地区でのツキノワグマ対策の検討・実施	・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った。

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H25.3.18現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬国立公園協議会	環境省	事務局 環境省 委託先(H24年) (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 福島大学名誉教授 檜村利道	環境省、関東森林管理局、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、檜枝岐村、片品村、魚沼市、日光市、南会津町、自然環境団体、東京電力、尾瀬林業、観光協会、三井物産、野鳥の会、山小屋組合(30名)	・年1～2回開催 ・H18に策定された「尾瀬ビジョン」に沿って、尾瀬の諸課題への対応を検討 ・H19環境省策定の「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」に沿って、多様な参画による国立公園の運営体制	・尾瀬ビジョンの各項目の進捗状況の把握、本協議会が中心となって議論を進める項目の選定等を行った。
尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会	環境省	関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11-2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517		環境省、福島県、群馬県、新潟県、檜枝岐村、片品村、尾瀬保護財団、日本自然保護協会、東京電力、尾瀬林業、山小屋組合、戸倉区(区長、尾瀬対策委員長)(13名)	・適宜開催 ・当面、尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用を促進するための各種方策について、情報共有と議論を行う。	・尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用の促進に向けた目標と課題及び対策を整理した。
特殊植物等保全事業検討委員会	環境省	委託先(H24年) (株)グリーンシグマ新潟 市西区坂井700-1 TEL 025-211-0010 FAX 025-269-1134	委員長 檜村利道	検討委員 学識経験者6名 土木系技師1名 尾瀬関係者 檜枝岐自然保護官	・人為等により荒廃した湿原植生を回復させることを目的とした特殊植物等保全事業について、事業結果をモニタリング評価しながら、適切な施行方法について検討し、効果的な施行方法等について事業実施者へ助言を行	・植生復元のため、熊沢田代で採取した種子の播種を実施。播種した種子が土壌に定着するなどの成果が見られる。
尾瀬沼地区運営協議会	檜枝岐村、長蔵小屋、尾瀬沼山荘、トイレ協力金、キャンプ場収入	事務局 環境省 檜枝岐自然保護官 檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301	会長 檜枝岐村長 星 光祥	環境省、福島県、檜枝岐村、尾瀬林業、長蔵小屋、尾瀬沼ヒュッテ、尾瀬沼山荘(7名)	・尾瀬沼地区を中心とした自然環境の保全と快適かつ適正な国立公園利用を推進する。	・トイレや排水を中心とした汚物・汚水処理を効率的に行い快適な公園利用に役立っている。

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H25.3.18現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬温泉地区運営協議会	檜枝岐村負担金、民間施設負担金、トイレ協力金	檜枝岐村役場 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460	会長 檜枝岐村長 星 光祥	福島県、檜枝岐村、尾瀬林業、温泉小屋、尾瀬ヶ原温泉休憩所、福島県南会津地方振興局、環境省(9名)	・定期総会、年1回。臨時総会を必要に応じて行う。 ・温泉地区の公衆トイレ(9名)の管理運営	・多くの登山客が公衆トイレを利用しているが、定期的に清掃し、清潔に保たれている。
尾瀬見晴地区運営協議会	檜枝岐村見晴地区山小屋トイレ協力金 キャンプ場収入	事務局 環境省 檜枝岐自然保護官檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301 FAX 0241-75-7302	会長 檜枝岐村長 星 光祥	環境省、福島県、檜枝岐村、長蔵小屋、尾瀬小屋、原の小屋、燧小屋、桧枝岐小屋、弥四郎小屋(9名)	・定期総会を年1回開催。必要に応じて臨時総会を開催 ・見晴地区を中心とした自然環境の保全と快適かつ適正な国立公園利用を推進する	・トイレや排水を中心とした汚物・汚水処理を効率的に行い快適な公園利用に役立っている。
福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会	檜枝岐村	事務局 檜枝岐村総務課 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2500 FAX 0241-75-2460	会長福島県南会津地方振興局長	環境省、森林管理署、福島県、新潟県、檜枝岐村、魚沼市、会津乗合、檜枝岐村旅館組合、檜枝岐村民宿組合、山小屋組合、財団、南会津ハイヤー営業会、檜枝岐村商工会(16名)	・福島県側における自動車の適正利用について、関係者間で連絡調整を行い規制内容等を決定 ・平成20年度以降は、平成19年度と同様の交通システムを継続、状況変化等がない限り、開催なし	・平成19年、御池にバスターミナルが設置され、全面交通規制に、交通システムが大幅に変更されたが、特に混乱も無く、利用されている。
福島県尾瀬保護指導委員会	福島県	福島県生活環境部自然保護課 福島市杉妻町2-16 TEL024-521-7251 FAX024-521-7928	会長 福島大学教授 木村吉幸	福島大学教授・木村吉幸、元東北大学助手・内藤俊彦、前県立川口高校校長・神谷仁、独立行政法人国立環境研究所室長・野原精一、福島大学教授・木村勝彦、県立大沼高校教諭・菅原宏理、福島大学准教授・黒沢高	・年1～2回開催 ・尾瀬の保護増殖に関する基本的事項、荒廃湿原における植生復元の技術に関すること、その他保護増殖に関することについて検討し、指導を行う	・昭和44年度から調査研究の成果を報告書にまとめ発行している。
生態系の状況の把握に関する小委員会(モニタリング小委員会)	環境省	関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11-2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517		環境省、檜村利道(尾瀬国立公園協議会委員長)、坂本充(尾瀬賞運営委員長)、尾瀬保護財団	・適宜開催 ・生態系の状況の把握に関するデータの収集および提供方法等の検討	

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H25.3.18現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬保護専門委員会	群馬県	群馬県尾瀬保全推進室 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421	会長 齋藤 晋	県立高校教諭、その他研究者(12名)	・年1回程度開催。 ・尾瀬の貴重な自然環境の保護及び回復のため、指導助言、調査研究を行う。	・昭和52年度から毎年度、調査研究の成果を報告書にまとめ発行している。
湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会	会員負担金、県補助金基金、市補助金	魚沼市商工観光課観光振興室 魚沼市大沢213-1 TEL025-792-9754 FAX025-793-1016	会長 富永三千敏	奥只見旅館飲食店組合、銀山平キャンプ場組合、栃尾又温泉旅館組合、大湯温泉旅館組合、折立地区温泉組合、おりたて振興組合、魚沼市、新潟県魚沼地域振興局、魚沼市観光協会、NPO魚沼交流ネットワーク(約30名)	・委員会を適宜開催。 ・月1回程度の全体会、月2回程度の部会別会議。 ・4部会(PR・景観、体験交流、再発見、食彩)、活用推進委員会を設置。 ・「魚沼から行く尾瀬」を基幹戦略として活性化対策を検討し、情報発信、ツアー等を企画。	・道路標識の整備 ・尾瀬にちなんだツアーを企画開催。 ・ビューポイントの検討。 ・尾瀬マップの充実。 ・ネイチャーガイドの充実。 ・小沢平の整備 ・郷土食を取り入れた「尾瀬弁当」の開発、販売。
片品村尾瀬交通対策連絡協議会	片品村、みなかみ町、関越交通、エコトランスファー、財団、戸倉区、P&C尾瀬	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 片品村長 千明 金造	片品村、みなかみ町、尾瀬林業、環境省、関東運輸局、群馬県、財団、沼田土木事務所、沼田警察署、尾瀬保護協会、片品村交通指導隊、地元村議会議員、戸倉区長、尾瀬対策委員長、戸倉旅館組合長、P&C尾瀬、JR沼田駅長、関越交通、エコトランスファー組合(24名)	・年2回開催。 ・システム検討委員会必要に応じて開催。 ・尾瀬国立公園の自然環境を保全し利用の快適性と安全確保を図るため、自動車による利用と適正化を達成することを目的とする。	・混雑時における津奈木一鳩待峠間マイカー規制を行い、路上駐車を無くし、利用者の安全と併せて環境保護のため乗合バスなどの運行により、排出ガスの削減も行っている。
片品村遭難対策救助隊	片品村	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	隊長 片品村長 千明 金造	隊長1名・顧問1名 尾瀬・白根・武尊班各5名	・年2回開催。 ・役員会を必要に応じて開催。 ・片品村区域内及び関係区域に発生する遭難の防止及び救助を目的とする。	・道標付け、登山道の整備を行うほか、遭難捜索・救助などで貢献している。

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H25.3.18現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
檜枝岐村遭難対策救助隊	檜枝岐村	檜枝岐村役場 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460	隊長 檜枝岐村消防団長 星 清夫	猟友会(7名) 檜枝岐村消防団(4名) ガイド団体(2名) 山小屋関係者(4名) 檜枝岐村役場(2名)	・救助活動、捜索活動 ・年1回役員会開催 ・登山道危険箇所チェック ・冬山入山注意喚起・啓発	・主要登山道の巡視 ・救助・搬送活動 ・行方不明者の捜索
尾瀬美化愛護協会	片品村、群馬県、環境省、7協会員	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 片品村長 千明 金造	片品村 尾瀬林業戸倉支社群馬県側の各山小屋(11名)	・年1回開催。・役員会を必要に応じて開催。・尾瀬の自然を保護すると共にその美化を図ることを目的とする。	・ゴミ持帰りPR・入山者指導。・各コースの歩道木道の巡視点検。・清掃活動。・山荘周辺の環境整備
尾瀬保護協会	山小屋組合、片品村	事務局尾瀬林業戸倉支社 片品村戸倉761 TEL 0278-58-7312 FAX 0278-58-7636	会長 関根 進	群馬県側の各山小屋(7名)	・尾瀬の自然環境保全に力をつくすことを第一義とし、併せて尾瀬探勝者に自然との共生について理解と協力を求めていることを目的とする	・山小屋関係者が入下山時にゴミ拾いなどを定期的に行い、環境整備時の一助を担っている。
片品村戸倉区	戸倉区	(1年任期のため毎年変わります)	代表 戸倉区長	戸倉区役員(15名程度)	・随時 ・戸倉区独自の「快適利用の推進」「尾瀬入山までのアプローチの検討」として富士見口、大清水口の利用推進案を検討	・現在、尾瀬交通対策連絡協議会へ提出する案を作成。
富士見下～富士見峠間の身体障害者等の利用のあり方検討委員会	片品村	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 関根 進 (尾瀬山小屋組合)	18団体代表者	尾瀬ビジョンの基本理念に沿い、身障者等にも尾瀬の壮大な自然を堪能してもらう事を目的とし、調査・検討を行う。	H23年度から利用開始し、全ての参加者(身障者等)から「満足」のいくつかの声をいただいた。一方、木道の幅、傾斜の問題等身障者等に配慮した整備を望む声も

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H25.3.18現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
田代山帝釈山管理検討会	南会津町	南会津町環境水道課 田島字後原甲3531-1 TEL 0241-62-6140 FAX 0241-62-1288	委員長 福島大学名誉教授 檜村利道	有識者、山林所有者、地元団体、環境省、福島県、栃木県、檜枝岐村、南会津町、日光市(19	・適宜開催	・「田代山帝釈山管理方針」を策定。
奥只見・尾瀬ルート打合会	魚沼市観光協会	魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200	観光協会長 三友泰彦	新潟県、JR、関係交通機関、地区旅館組合、魚沼市、観光協会 (20名)	・年2回程度開催 ・関係機関で情報の交換・次年度の対応について協議検討する。	・バス早朝便の増、夜行を小出駅に臨時停車し、タクシーでつなぐなど奥只見からの新ルートを開
至仏山保全対策会議	尾瀬保護財団	事務局 (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 横浜国大院教授 加藤峰夫	環境省、群馬県、片品村、みなかみ町、東京電力、尾瀬林業、戸倉区、遭難救助隊、日本自然保護協会、山小屋組合、ガイド協会、財団 (16名)	・「至仏山保全基本計画」を実施に移すための検討会議。	・植生保護、登山者の安全のため、残雪期の登山道閉鎖、東面登山道の上り専用化などを実現。
至仏山環境調査専門委員会	尾瀬保護財団	事務局 (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 東京学芸大学教授 小泉武栄	学識経験者、環境省、群馬県、東京電力、日本自然保護協会(9名)	・「至仏山保全基本計画」で登山道の付け替えが検討されている区間を対象に、現登山道の継続利用と迂回ルート候補地の環境負荷に関する科学的調査を企画・実施し、登山道のあり方について総合的な評価を行う	
尾瀬ガイド協会	認定ガイド年会費等で自主運営	受託先 事務局 (財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	会長 塩田政一	3県、1市1町2村、観光協会、ガイド団体、財団 (19名)	・尾瀬の環境教育とエコツーリズム推進のための事業運営 ・尾瀬認定ガイドについての事業運営。	・21年度から尾瀬自然ガイド認定を開始。 ・22年度から尾瀬登山ガイド認定を開始。
尾瀬国立公園関係者連絡会議	尾瀬保護財団	(財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	(尾瀬保護財団)	環境省、森林管理署、3県、1市1町2村、東京電力、尾瀬林業、山小屋組合、財団(13名)	・尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため開催。	・尾瀬における様々な課題について、意見交換を実施。

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 （H25.3.18現在）

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
「魚沼から行く尾瀬」環境学習推進協議会	魚沼市 (社)魚沼市観光協会 新潟県魚沼地域振興局	(社)魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200	会長 魚沼市商工観光課長	魚沼市商工観光課 (社)魚沼市観光協会 新潟県魚沼地域振興局	「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムを活用した小中学校の自然体験学習活動を支援する	H25から実施。交流人口拡大による地域の活性化に資する

資料3: 「尾瀬ビジョンに係る情報発信の現在の進捗状況評価表」

適正利用の推進	発信場所			
	1 尾瀬外 (尾瀬に来る前の利用者等を対象)	2 入山エリア(麓の地区を含む)	3 尾瀬内 (尾瀬に来ている利用者等を対象)	4 その他
快適利用の促進	●県ウェブサイトで「尾瀬」に関する情報を集約したページを開設(新潟県、H25～) ●財団のウェブサイトにおいて宿泊型利用の紹介(環境省、H24) ●尾瀬国立公園のウェブサイトにて情報提供(環境省) ●「学校の尾瀬登山」について(2013)」をウェブサイトに掲載し、群馬県が実施する尾瀬学校と県外の学校の入山予定を掲載(群馬県) ●利用適正化事業として「JTＢ日帰りハイク」としてガイド利用を紹介予定(環境省、H25) ●市販雑誌の尾瀬記事の取材・制作に協力し、適正利用の推進を発信(尾瀬保護財団) ●自然保護官事務所にて電話対応(環境省、H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団)	●大清水地区の利用促進のため、見どころを紹介する「大清水ぶらりマップ」を作成、戸倉および大清水地区で配布(環境省、財団受託事業) ●沼山口登山口の情報掲示板にて入山前の情報提供(環境省、H19～) ●自然保護官事務所にて情報提供(環境省、H19～) ●尾瀬ぶらり館にて情報提供(東京電力・東京パワーテックノロジー㈱尾瀬林業事業所)	●尾瀬沼ビジターセンターにて情報提供(環境省、S39～) ●山の鼻ビジターセンターにて情報提供(群馬県)	●大阪での観光商談会において、教育旅行を含めた魚沼からの尾瀬ルートについてPR(新潟県、H25～) ●尾瀬学校を主催している県に混雑する6月上旬の利用を自粛して欲しい旨要望。(尾瀬ガイド協会群馬支部)
エリアごとの利用方法	●県ウェブサイトで「尾瀬」に関する情報を集約したページを開設(新潟県、H25～) ●尾瀬国立公園のウェブサイトにて情報提供(環境省) ●尾瀬保護財団のブログともリンク ●ゴールデンウィークの至仏山について、残雪状況と滑走ルートをブログ「尾瀬保護財団の活動紹介」に掲載し群馬県に依頼して(尾瀬保護財団)、各種媒体により情報を発信(群馬県) ●セルフガイド6種(尾瀬ヶ原、アヤマ平、尾瀬沼周辺、燧裏林道、大清水から尾瀬沼、研究見本園)をウェブサイトでダウンロード用に公開(環境省) ●自然保護官事務所にて電話対応(環境省、H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団)	●ハイキングガイドの作成・配布(環境省、H25予定) ●自然保護官事務所にて情報提供(環境省、H19～) ●尾瀬ぶらり館にて情報提供(東京電力・東京パワーテックノロジー㈱尾瀬林業事業所) ●鳩待峠で、至仏山マナーアップキャンペーン時にリーフレット「至仏山マナーマップ」を配布(至仏山保全対策会議・尾瀬保護財団・尾瀬保護協会) ●ゴールデンウィークの至仏山において、入山口に残雪状況と滑走ルートを示したチラシを配置(尾瀬保護財団)	●セルフガイド6種をビジターセンターで配布(環境省) ●至仏山マナーアップイベントにあわせて山小屋において携帯トイレの販売を実施(至仏山保全対策会議・尾瀬保護協会・尾瀬保護財団) ●山ノ鼻で、至仏山マナーアップキャンペーンを実施。リーフレット「至仏山マナーマップ」を配布。(尾瀬保護財団) ●ゴールデンウィークの至仏山において、現地及び山小屋に残雪状況と滑走ルートを示したチラシを配置(尾瀬保護財団)	
入山までの交通体系	●県ウェブサイト「尾瀬」に関する情報を集約したページを開設(新潟県、H25～) ●尾瀬国立公園のウェブサイトにて情報提供(環境省) ●自然保護官事務所にて電話対応(環境省、H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団) ●品片村尾瀬地区の交通規制等について、各広報媒体(ラジオ、新聞、広報紙等)で、時期に応じて発信(群馬県、毎年) ●ウェブサイト及び総合パンフレットにアクセス方法を掲載(尾瀬檜枝岐温泉観光協会、H26) ●便利でお得な「尾瀬・魚沼ルートエンジンジョイ切符」を発売し、各媒体で広報することで、公共交通機関を利用した入山を促進(魚沼市観光協会、H21～) ●田代山開きの状況に併せて、積雪状況や地図・アクセス等をウェブサイトで発信(南会津町観光協会、毎年) ●福島県側のルートの交通体系・アクセス方法に関するウェブサイトでの紹介、電話での説明及びパンフレット等の送付(尾瀬檜枝岐温泉観光案内所) ●冬期通行止め・バス路線運行・交通規制・緊急情報をウェブサイトで発信(尾瀬保護財団) ●交通対策リーフレットを作成し、交通事業者など各所に配布(尾瀬保護財団) ●「尾瀬国立公園の交通対策のお知らせ」リーフレットを各関係機関へ配布し情報提供(福島県)	●自然保護官事務所にて情報提供(環境省、H19～) ●便利でお得な「尾瀬・魚沼ルートエンジンジョイ切符」を発売し、各媒体で広報することで、公共交通機関を利用した入山を促進(魚沼市観光協会、H21～) ●交通対策リーフレットを入山口の施設に配布依頼(尾瀬保護財団)	●尾瀬沼ビジターセンターにて情報提供(環境省、S39～) ●山の鼻ビジターセンターにて情報提供(群馬県)	
山小屋利用の促進	●自然保護官事務所にて電話対応(環境省、H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団) ●旅行代理店に山小屋泊の商品造成及び当該商品のパンフレット掲載を依頼。メディアへの広告も掲載(魚沼市観光協会、不明) ●ウェブサイト及び総合パンフレットに各山小屋情報を掲載(尾瀬檜枝岐温泉観光協会、H26) ●山小屋に宿泊した際のコースの提案や魅力について、HPでの紹介及び電話での説明及びパンフレット等の送付(尾瀬檜枝岐温泉観光案内所) ●「続・山小屋主が語る尾瀬の秘話」をHPに掲載し、小屋の魅力を発信(尾瀬保護財団)	●自然保護官事務所にて情報提供(環境省、H19～)		●県教育委員会の協力を仰ぎ、尾瀬学校の宿泊開催を推進(尾瀬ガイド協会群馬支部)
その他	●尾瀬ガイドマップ作成「4ヶ国語・日本語、英語、韓国語、中国語(台湾)」(品片村、品片村観光協会、H25) ●尾瀬沼VCIにおいてFacebookのアカウントを取得し、見所写真や木道の危険箇所等に関する情報を掲載(環境省、財団受託事業) ●尾瀬ごみ持ち帰り運動について県ウェブサイトにて実施前及び実施結果について情報発信(福島県)			

環境教育と エコツーリズム	発信場所			
	1 尾瀬外 (尾瀬に来る前の利用者等を対象)	2 入山エリア(麓の地区を含む)	3 尾瀬内 (尾瀬に来ている利用者等を対象)	4 その他
ガイド利用の促進	●利用適正化事業として「JTB日帰りハイク」としてガイド利用を紹介予定(環境省H25) ●自然保護官事務所にて電話対応(環境省H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団) ●「奥只見郷ネイチャーガイドと行く尾瀬」ガイド同行(船及びバス)便を年間25～30日設定。「魚沼から入る尾瀬は奥只見郷ネイチャーガイドが案内します」をキャッチフレーズに、尾瀬・魚沼ルート時刻表に掲載する他、ウェブサイト・FBでの情報発信、新聞、ラジオ等による複数回の広報を実施(魚沼市観光協会H18～) ●ネイチャーガイドの登録を行う、ガイドバンクを設立し、尾瀬環境学習の日程調整やガイドの派遣についてとりまとめを行い、利用促進を図る(新潟県、魚沼市、(社)魚沼市観光協会で構成する尾瀬環境学習推進協議会H25) ●ガイド利用促進のため、利用者一人当たり一律金額をお得に設定し、ウェブサイトに掲載。不足分は村補助金でガイドに支払(尾瀬檜枝岐温泉観光協H23～) ●福島県が助成する「ふくしま子ども自然環境学習」のガイド受付の窓口・パンフレット作成(尾瀬檜枝岐温泉観光案内所) ●尾瀬ガイド協会公式ウェブサイトの運営(尾瀬ガイド協会) ●ガイドを伴った少人数のグループにより小中学生を対象に「尾瀬学校」を実施しているが、当該事業において、尾瀬認定ガイドの利用を助成要件として、募集時に学校等へ情報発信(群馬県) ●尾瀬環境学習推進協議会のふくしま子ども自然環境学習推進事業において、尾瀬認定ガイドの利用を助成要件とし、応募の際に学校等へ情報発信(福島県) ●ガイドがエントリ一日を設定し、尾瀬エリア1人3,000円で(1名や少数の申込みしかない場合は村でガイド代をの差額を助成)ガイドを利用した尾瀬トレッキングを楽しくていただき、ガイド事業の普及推進(尾瀬檜枝岐温泉観光協会H23～)	●自然保護官事務所にて情報提供(環境省H19～)		●既存のガイドの高齢化に伴い、放置すればガイドが減少してしまうので、ガイド養成講座を開き ガイドの養成をしている。H25年度は18名が合格(尾瀬ガイド協会)
その他	●「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムについて、県ウェブサイトでの情報提供(新潟県H25～) ●「魚沼尾瀬学校」及び「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムを活用して環境学習を実施する学校へ情報提供と営業訪問し、事前レクチャー。(魚沼市観光協会、桜枝岐村尾瀬沼ヒュッテ、会津バス、奥只見観光4社合同H24～)	●尾瀬ぶらり館にて、自然情報や自然保護の取り組み(アヤマメ、種子落しとマット等)の展示、スタッフ解説を実施(東京電力・東京パワーテクノロジー㈱尾瀬林業事業所)	●尾瀬沼ビジターセンターにて学校等へのレクチャー実施(環境省S39～) ●山の鼻ビジターセンターにて学校等へのレクチャー実施(尾瀬保護財団) ●現地での環境学習ミニガイドツアーを実施(群馬県) ●現地での自然解説を実施(東京電力・東京パワーテクノロジー㈱尾瀬林業事業所) ●「魚沼尾瀬学校」及び「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムを実施。(魚沼市観光協会、桜枝岐村尾瀬沼ヒュッテ、会津バス、奥只見観光4社合同H24～)	●学校等への出前授業を実施(群馬県) ●学校等への出前授業を実施(東京電力・東京パワーテクノロジー㈱尾瀬林業事業所)

安全対策	発信場所			
	1 尾瀬外 (尾瀬に来る前の利用者等を対象)	2 入山エリア(麓の地区を含む)	3 尾瀬内 (尾瀬に来ている利用者等を対象)	4 その他
傷病・遭難対策	●自然保護官事務所にて電話対応(環境省H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団) ●「安全登山のススメ」をウェブサイトに掲載し、服装・装備・心構え等の基本的な情報を発信するとともに、ビジターセンターを通じて収集した「尾瀬の傷病事故統計」のダウンロード用ファイルを公開(尾瀬保護財団)	●自然保護官事務所にて遭難対策呼びかけ実施(環境省H19～)	●尾瀬沼ビジターセンターにて情報提供(環境省S39～) ●山の鼻ビジターセンターにて情報提供(群馬県)	
危険箇所の周知	●自然保護官事務所にて電話対応(環境省H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団) ●登山道の状況等、台風や集中豪雨による状況をウェブサイトで告知(尾瀬檜枝岐温泉観光協会) ●ブログ「すいすい尾瀬なび」の「緊急情報」に掲載するとともに、関係機関・旅行会社等へは一斉連絡(メール・FAX等)を実施。(尾瀬保護財団)	●自然保護官事務所にて危険箇所の周知実施(環境省H19～) ●尾瀬ぶらり館にて、荒天時の通行止め、残雪箇所等の提示を実施(東京電力・東京パワーテクノロジー㈱尾瀬林業事業所) ●ビジターセンターと連携して、現地・入山口掲示板等に掲示(尾瀬保護財団)	●尾瀬沼ビジターセンターにて情報提供(環境省S39～) ●山の鼻ビジターセンターにて情報提供(群馬県) ●ビジターセンターと連携して、現地掲示板等に掲示(尾瀬保護財団) ●県事業執行歩道(燧ヶ岳見晴新道)において、豪雨災害による崩落が発生していたため、現地での注意喚起看板の設置やウェブサイト等での情報発信(福島県H25)	
その他	●尾瀬国立公園のウェブサイトにてシカ捕獲中の注意情報提供(環境省H21～)	●沼山口登山口の情報掲示板にてシカ捕獲中の注意情報提供(環境省H21～)	●尾瀬沼ビジターセンター、見晴休憩所にてシカ捕獲中の注意情報提供(環境省H21～)	

野生動物対策	発信場所			
	1 尾瀬外 (尾瀬に来る前の利用者等を対象)	2 入山エリア(麓の地区を含む)	3 尾瀬内 (尾瀬に来ている利用者等を対象)	4 その他
クマ対策	●県ウェブサイトで被害防止対策や注意喚起等を行うとともに、最新の目撃情報を公表(新潟県H25～) ●尾瀬国立公園のウェブサイトにてクマ鈴携帯呼びかけ(環境省) ●自然保護官事務所にて電話対応(環境省H19～) ●尾瀬保護財団事務局にて電話対応(尾瀬保護財団) ●「尾瀬のツキノワグマ対策活動」をウェブサイト上に掲載し、基本的な情報を発信するとともに、ビジターセンターを通じて収集した詳細な「ツキノワグマ目撃記録」のダウンロード用ファイルを公開(尾瀬保護財団)	●自然保護官事務所にてクマ対策周知(環境省H19～) ●ビジターセンターと連携して、現地・入山口掲示板等に「ツキノワグマ目撃情報」を掲示。リーフレット「クマに注意」を作成・配布(尾瀬保護財団)	●尾瀬沼ビジターセンターにてクマ対策の情報提供(環境省S39～) ●山の鼻ビジターセンターにて情報提供(群馬県) ●ツキノワグマが頻繁に通過するエリアについて、クマ出没地域に注意喚起の看板と鐘の設置・管理(東京電力・東京パワーテクノロジー㈱尾瀬林業事業所) ●ビジターセンターと連携して、現地・入山口掲示板等に「ツキノワグマ目撃情報」を掲示。リーフレット「クマに注意」を作成・配布(尾瀬保護財団)	
その他	●尾瀬国立公園及び丸沼周辺地域のシカ捕獲について、期間や場所、手段等を県ウェブサイトに掲載(群馬県H25) ●学術調査報告書「尾瀬の自然保護」を発行(群馬県H24)			

その他	発信場所			
	1 尾瀬外 (尾瀬に来る前の利用者等を対象)	2 入山エリア(麓の地区を含む)	3 尾瀬内 (尾瀬に来ている利用者等を対象)	4 その他
「自らの取組のPR」	●尾瀬国立公園のウェブサイトにて情報提供(環境省) ●田代山開きについてウェブサイトで発信(南会津町観光協会、毎年)	●自然保護官事務所にて事業PR(環境省H19～)		
その他	●会報「自然保護」やウェブサイト、奥利根自然センターやAKAYAプロジェクトの会合での情報提供(自然保護協会) ●尾瀬や檜枝岐での出来事をウェブサイトで発信(尾瀬檜枝岐温泉観光協会) ●NHK「わたしの尾瀬」写真展を通じて、尾瀬の魅力と各項目の情報を発信(NHK「わたしの尾瀬」実行委員会(NHK前橋放送局、NHK福島放送局、NHK新潟放送局、(公財)尾瀬保護財団))			

尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用への誘導

—自動車利用の検討などによる—

第11回尾瀬国立公園協議会 資料4
H26.3.5 関東地方環境事務所

目指すべき尾瀬の利用のあり方

尾瀬ヶ原、尾瀬沼、各入下山口など、尾瀬のもつ様々な
魅力をゆっくり楽しむ

現状と課題

- ・半数が鳩待峠を往復利用し、利用されるルートに偏りが見られる。
- ・尾瀬内での宿泊率が約3割であるなど、滞在時間が短い。

目指すべき利用のあり方への誘導方策

- (1) 自動車によるアクセスを変えることで、これまでと異なるルート設定を可能にする。
- (2) 低利用入下山口周辺の滞在時間を延長し、利用を促進する。
- (3) 主要な入山口である鳩待峠の利用のあり方を検討する。
- (4) 目指すべき利用への誘導に向けて情報発信していく。

自然環境の保護および主要入山口の国立公園らしい雰囲気重視し、それらを損なわないよう配慮しつつ実施

具体的な方策

(1) 自動車によるアクセスの検討

以下により、回遊型の利用を促進する。

①一ノ瀬までの車両の運行

大清水・一ノ瀬間の時間短縮により、入下山口としての大清水を利用しやすくする。

②戸倉を拠点とした交通体系の構築
現在、マイカー利用者が鳩待峠を利用する際には戸倉が拠点となるため、他の入下山口から戸倉までのアクセスを容易にする。

(2) 低利用入下山口周辺の滞在時間延長等

低利用入下山口周辺の資源発掘

(3) 鳩待峠の利用のあり方の検討

鳩待峠への車両の進入の規制

(4) 目指すべき利用へ誘導する情報発信

多様な利用のあり方を情報発信

これまでの実施内容(平成23～25年度)

【環境省】H23・24年度に利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用状況や回遊・宿泊型利用に関する利用者の意識を把握した。

・往復型を選択した理由としては、時間的制約をあげた人が多かった。またマイカー利用者においては入・下山口が異なると駐車場に戻りにくくなることをあげた人が多かった。

・一方で、回遊型ルートの情報を提供した上で今後の意向を確認すると、様々な場所を回りたいとして回遊型・宿泊型利用への意向をもつ利用者が多かった。

・交通アクセス変更により、鳩待峠～大清水を回遊・宿泊型で利用する人が、現在の大清水利用者の2割弱にあたる5400人程度(H24年度入山者数と比した場合)増加する可能性があり、多様な魅力を楽しむ利用への誘導に資する。

【群馬県】H23～25年度に、大清水・一ノ瀬間で低公害車両を運行。あわせて旧道を通行可能とし、車道開発の歴史について情報発信を実施。

・入山者の反応は良好。「将来利用したい」と95%が回答。

・旧道歩行者の反応は概ね良好。

【環境省】大清水地区の資源活用に関する地元関係者の意見交換会において対象とすべき利用者層等について議論し、その結果をふまえ大清水地区の見どころを利用者に紹介する案内マップを作成し配布した。(受託者:財団)

【群馬県】鳩待峠第一駐車場への車両乗り入れ制限を行い、車の少ない静かな入山口を現出

・静かな峠の雰囲気を肯定する意見が多かった。

・将来、何らかの規制を行うことが望ましいと86%が回答。

【環境省】

・利用者が尾瀬に関する情報をどのように得ているかを調査し、旅行会社、行政機関等のホームページ等から情報を得ている人が多いが、3割が市販のガイドブックを利用しているなど、紙媒体で情報を得る利用者も多いことが分かった。

・尾瀬沼VCでフェイスブックを開始し尾瀬沼周辺の情報を発信。リーチ数は約15万件(受託者:財団)

・JTB/パブリッシング『日帰りハイク』に尾瀬の紹介ページを掲載。(受託者:財団)

・セルフガイドを改訂・配布する予定。(受託者:財団)

今後の実施内容(案)

大清水～一ノ瀬

○低公害車の運行

・交通対策に係る会議の設置

・民間事業者による運行

・県道の維持管理

○旧道の整備・利用

○沼田街道、大清水～岩清水間の車道開発の歴史等を情報発信

(群馬県、片品村、民間事業者等)

鳩待峠

○国立公園にふさわしい静かで落ち着いた環境の整備

・第1駐車場への車両乗り入れを全面的に制限

・第2駐車場を拡張整備し、メイン駐車場として利用。

(民間事業者、群馬県等)

情報発信

・回遊型・宿泊型ルートをはじめとする尾瀬の多様な魅力に関する情報発信を行う。

(尾瀬関係者)

尾瀬入山口交通環境整備について

平成26年3月5日

群馬県自然環境課

1 趣旨目的

群馬県では、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型・滞在型利用を促進するため、平成23年度からの3カ年の県事業として、「尾瀬らしい自動車利用社会実験」を実施し、利用者アンケート等を実施してきた。

- 大清水口：大清水～一ノ瀬間での低公害車両の試験運行
 - ・今後低公害車を利用したい：約95%
- 鳩待峠口：入山口に面した第1駐車場への車両乗り入れ制限
 - ・静かな入山口を創出するための規制が必要：約80%

この実験の成果を活かすとともに、「尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)」に関する小委員会」での協議を受け、平成27年度から段階的に実用化を目指すこととし、平成26年度はこのための環境整備に取り組む。

2 平成26年度の取組

(1) 大清水

平成27年度からの交通事業者による低公害乗合タクシーの運行を目指し、免許を有する交通事業者に委託して、大清水～一ノ瀬間での低公害車両の試験運行(実用化に向けたシミュレーション)を実施。

- ① 期 間：7月中旬～9月中旬(70日間程度)
- ② 運行台数：3台(HVミニバン等)
- ③ 料 金：無料
- ④ 効 果：尾瀬沼へのアクセス時間が1時間程度短縮



(2) 鳩待峠

平成28年度に入山口に面した第1駐車場を閉鎖し、車両の進入を約100m下の第2駐車場までとするため、平成26～27年度で安全で円滑な利用ができるよう第2駐車場の拡幅工事を実施。

- ① 実施主体：東京パワーテクノロジー株式会社(旧・尾瀬林業)
- ② 県の支援：事業費への補助
- ③ 効 果：国立公園の入山口に相応しい静かな環境が現出

鳩待峠駐車場整備図面(計画案)

